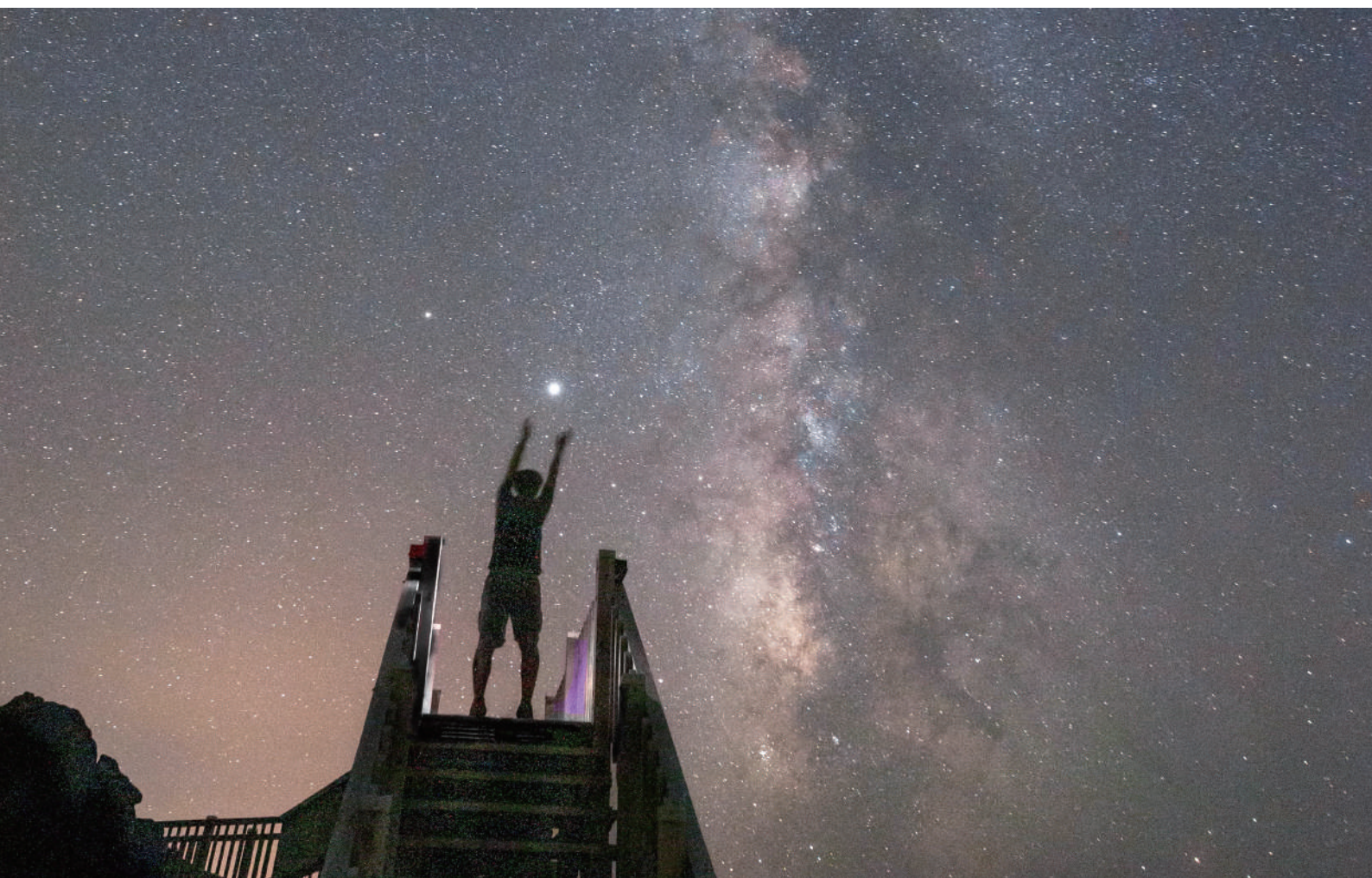


神津島村第5次総合計画



令和3年3月

ごあいさつ

新しい島づくり（第5次神津島村総合計画） のスタートにあたり

神津島村では、これまで第4次神津島村総合計画の各計画に基づき、より良い島づくりを目指してまいりました。

一方で、昨今の経済状況の変化・地球規模での気候変動・急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来・技術革新の進展など、本村を取り巻く環境は日々大きく変化し、それと同時に地方自治体に求められることも多様化・複雑化しております。

そのような状況を踏まえ、神津島村は「誰もが健やかで、生き生きと活力ある島づくり」を村政運営の基本理念として、新しい時代に向けて持続的発展を遂げるべく「第5次神津島村総合計画」を策定いたしました。

神津島村は、この第5次神津島村総合計画を推進し、常に住民の立場になり、常に住民に寄り添い、常に住民の幸せを第一に考え「新しい神津島」を実現すべく、力強いリーダーシップを発揮していくことをお約束いたします。

私たちが愛する神津島の明るい未来のため、今後とも村民の皆様、村議会および各関係機関の皆様の更なるご協力をお願い申し上げます。



令和3年3月

神津島村長 前田 弘

神津島村民憲章

平成26年9月2日

神津島村は、花の百名山や新日本百名山にうたわれた天上山とそこからもたらされる伏流水による清らかな水と、エメラルドグリーンの海、白い砂浜が広がる自然に恵まれた、神話と歴史、伝統文化が息づく村です。

この村をふるさととする私たちは、これを誇りとし、住んで良かったと実感できる村にするため、ここに村民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、自然に親しみ、美しい村をつくりましょう
- 一 伝統を大切にし、教養をつちかい、歴史や文化が息づく村をつくりましょう
- 一 子供のすこやかな成長とお年寄りや誰もが健康で安心して暮らせる村をつくりましょう
- 一 働く喜びと若い力が育ち、明日が輝きに満ちた活気あふれる村をつくりましょう
- 一 思いやりの心を持ち、協働、連携による幸せに暮らせる村をつくりましょう

神津島のシンボル

いそひよどり【いそつづく】

磯に住むヒタキ科の鳥。翼長は約13cm。繁殖期である4月から6月にかけて、美しいさえずりを聞かせてくれます。



カシキ

マカジキ科とメカジキ科に属する海水魚の総称で、大きいものは4mを超える体長を誇ります。島の漁業の主力海産物であり、豪快な「つきんぼ魚」によって仕留められます。



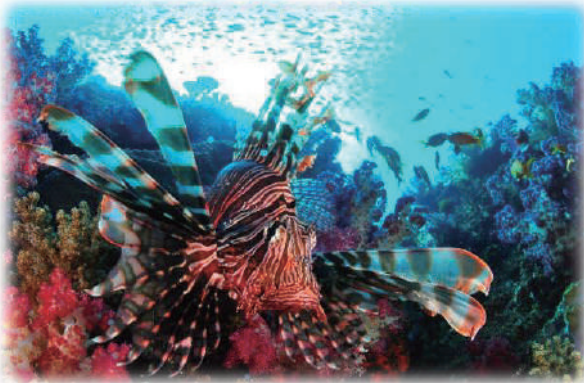
サカキ【榊・はなの木】

ツバキ科の常緑高木で、高さは約10m。山野に自生し、初夏には白い花を咲かせます。枝葉は神事において神前に供えられます。



コウツエビネ

美しい花とかわいらしい香りを含ませ持つ、ラン科の多年草。山野に自生し、4月頃開花します。



自然水族館

神津島



【目次】

I 総論

第1章 総合計画策定の趣旨と計画の構成	3
1 計画策定の趣旨	3
2 総合計画の構成と計画期間	4
(1) 総合計画の構成	4
(2) 総合計画の期間	5
第2章 新たな島づくりに向けて	6
1 島を取り巻く社会・経済動向	6
2 村民の意向	8

II 基本構想

第1章 神津島村が目指す将来の姿	13
1 将来像	13
2 基本理念	13
3 将来指標	14
4 島づくりの基本方針	15
第2章 施策の大綱	16

III 前期基本計画

第1章 多様な交通・情報通信基盤が整う利便性の高い島づくり	25
第1節 交通環境の整備	25
1 島外と結ぶ海路、空路の維持	26
2 島内交通サービスの充実	27
第2節 港湾・空港の整備	28
1 港湾の整備	28
2 空港の整備	29
第3節 安全で快適な道路の整備	30
1 幹線道路の整備	31
2 生活道路や農道の整備	32
第4節 協調・協働の島づくりの推進	33
1 住環境の整備	33
2 公園等の管理	34

第5節 情報・通信基盤の整備	35
1 DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応	35
第2章 島ならではの観光・交流産業が育つ活気のある島づくり	39
第1節 漁業の振興	39
1 漁港の整備	40
2 漁業資源の管理	41
3 漁業経営の支援	41
4 流通・販売機能の強化	42
第2節 農業の振興	43
1 農業基盤の整備	44
2 農業経営の支援	45
3 流通・販売機能の強化	46
第3節 観光活性化の推進	47
1 観光基盤の整備	48
2 星空保護区（星空公園）の推進	50
3 体験・滞在型観光の推進	52
4 観光まちづくりの推進	53
第4節 商工業の振興	54
1 商業の活性化	54
2 製造業の育成	55
3 起業化の支援	55
第3章 安心と希望に満ちた健康・福祉の島づくり	59
第1節 健康づくりの推進	59
1 健康づくり推進拠点の充実	60
2 保健事業の推進	61
第2節 医療の推進	64
1 医療拠点の充実	65
2 医療の充実	66
3 国民健康保険制度の推進	67
第3節 子育て支援の推進	68
1 保育事業の推進	69
2 子育て支援の推進	70
第4節 高齢者福祉の推進	72
1 生きがいづくりの推進	73
2 高齢者福祉サービスの充実	74

第5節 介護保険事業の推進	75
1 介護サービスの提供	76
2 介護予防サービスの充実	77
3 医療介護連携の強化	77
第6節 障害者（児）福祉の推進	78
1 自立生活の支援	79
2 障害者（児）施設の充実	80
第7節 地域福祉の推進	81
1 地域福祉推進体制の充実	81
第4章 教育環境が整い創造性が広がる生涯学習・文化の島づくり	85
第1節 確かな学力を育む教育の推進	85
1 教育課程の充実	86
2 多様な学びの場づくり	86
第2節 豊かな心を育む教育の推進	87
1 道徳性・社会性の醸成	88
2 いじめや不登校の未然防止	88
第3節 確かな体を育む教育の推進	89
1 健康の維持	89
2 体力の向上	90
第4節 児童・生徒の学びを支える環境づくり	91
1 教育環境の整備	92
2 地域ぐるみでの教育活動の推進	92
第5節 誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり	93
1 多様な学習活動やスポーツ活動の環境整備	94
2 多様な学びや活動機会の提供	95
第6節 文化の継承と創造	96
1 文化の継承	97
2 文化の創造と発信	97
第7節 子育て支援と教育活動の連携	98
1 児童・生徒の支援	99
2 離島留学生の受入	99
第8節 安全な給食の提供	100
1 給食センターの安定運営	101
2 地産地消の推進	101

第5章 人と自然が共生する安全で快適に暮らせる島づくり	105
第1節 水資源、環境保全の推進	105
1 生活用水の安定供給	106
2 下水処理の推進	107
3 火葬場の管理	108
第2節 資源循環型ごみ処理の推進	109
1 3Rの推進	110
2 廃棄物処理の推進	111
第3節 災害に強い島づくりの推進	112
1 地域防災の推進	113
2 治山・治水の推進	114
3 消防力の充実	114
第4節 環境・協調の島づくりの推進	116
1 治安・防犯対策の推進	117
2 地球温暖化対策の推進	117
3 景観の保全と自然保護及び美化の推進	118
4 人づくりの推進	119
第6章 健全で開かれた行財政運営の島づくり	123
第1節 行財政改革の推進	123
1 行政運営の効率化	124
2 適切な組織運営の推進	125
3 財政の健全化	126
第2節 行政の情報化の推進	127
1 情報マネジメントの推進	128
2 防災行政無線の充実	128
第3節 協働推進体制の確立	129
1 広報の充実	130
2 公聴の充実	131
3 情報公開の推進	131

第 I 編 總 論

第1章 総合計画策定の趣旨と計画の構成

1 計画策定の趣旨

本村では、平成 23（2011）年度を初年度に、島づくりの最も上位に位置づけられる総合的な計画として、10 年後の平成 32（令和 2、2020）年度を目標年度とする「神津島村第 4 次総合計画」を策定しました。

基本構想では、神津島で暮らすことで、村民が生きがいと誇りを持ち、心も身体も健康で豊かに生活する、子どもたちがいきいきとし、すべての村民が「誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり」を目指すとともに、来訪者は、島にしかない自然や伝統・文化に出会い、村民の「もてなし」の真心にふれることで満足し、またの出会いを確信して帰路に着く、地域づくりを目指しました。

また、それを受けて、目指したい「島のイメージ」は、生活者だけでなく、来訪者にとっても重要であることを踏まえ、計画の目標を

- ①島の誇りである自然や伝統・文化に生まれ、
- ②誰もが健康で、新たな産業と文化が育ち、
- ③子どもたちの明日が輝く

ことを目的に、「暮らしやすさを実感できる島づくり」を計画の目標として、島づくりを進めてきました。

この計画が令和 2（2020）年度をもって終了することから、神津島村第 4 次総合計画策定時からの社会経済情勢等の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 か年の本村における、第 5 次にあたる新たな島づくりの目標を定めるものです。

2 総合計画の構成と計画期間

(1) 総合計画の構成

神津島村第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されます。

【基本構想】

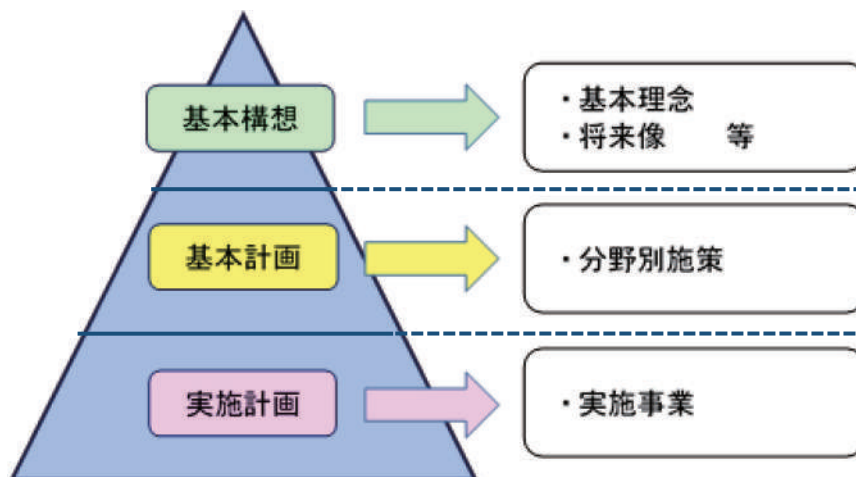
村政を総合的・計画的に進めていくため、島づくりの目標（基本理念及び将来像等）を明らかにし、その実現に向けた行政運営の分野別方針となる施策の大綱等を示すものです。

【基本計画】

基本構想に定めた目標の実現に向けて、施策を体系化し、行政運営の分野別方針に基づく取組み（施策）等を示すものです。

【実施計画】

実施計画は、基本計画に基づいて、現実の社会情勢の変化に対応しながら、施策の優先度、緊急度、効果度を総合的に勘案して定める取組み（事業）等を示すものです。



(2) 総合計画の期間

【基本構想】

基本構想の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

【基本計画】

基本計画は前期と後期に分け、前期基本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間、後期基本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とします。

【実施計画】

計画の期間は3か年とし、毎年度ローリングするものとします。（ローリング方式による3か年計画）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
基本構想	10 か年										
基本計画	前期5か年					後期5か年					
実施計画	3か年					} 毎年度改訂（ローリング）					
		3か年									
			3か年								

第2章 新たな島づくりに向けて

1 島を取り巻く社会・経済動向

①少子高齢化、生産年齢人口の減少と人口減少

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少し、今後急速に加速すると予測されています。

また、人口の多い団塊の世代が令和 5（2025）年ごろに 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年問題がクローズアップされ、超高齢社会の到来により、社会全体のバランスが大きく崩れることが懸念されている一方、生産年齢人口の減少も問題となろうとしています。

こうしたことは、地域経済の縮小、社会保障費の増大、空家の増加、地域公共交通の縮小、人手不足の増大などに影響を与えるほか、地域コミュニティの維持への深刻な影響が懸念されています。

②地球温暖化による気候変動

温室効果ガスの排出増加が要因とされる地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として、国際的枠組みで対策が講じられています。平成 27（2015）年 11 月には、国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P 2 1）において、京都議定書に代わりパリ協定が結ばれ、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが定められました。

我が国においても気候変動が顕著となっており、特に水害の多発は社会インフラ、農業生産などにも及び、私達の日々の営みにも非常に大きな影響を及ぼしています。

地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの削減に取り組み、廃棄物の減量、適正処理を通じた循環型社会の構築及び再生可能エネルギーの利活用などによる低炭素社会の実現を目指すことが求められています。

③社会資本整備と老朽化対策

多くの建築物や道路、橋梁等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、現在その老朽化が深刻な問題となっています。日常生活やあらゆる社会経済活動を支える社会資本の計画的な維持管理を推進する必要があります。

今後の社会資本整備に当たっては、社会資本の整備・蓄積による効果の最大化を目指す必要があります。既存施設については、有効活用を図りつつ、集約・再編を検討する必要があります。

④Society5.0の実現

第 4 次産業革命を通じて Society5.0（超スマート社会：I C T 技術の高度化とその利活用の進展による、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上 5 番目の社会。）が実現することにより、低コスト・高付加価値のサービス提供が可能となり、国民生活の利便性や生活の質（Q O L）が向上すると見込まれています。

移動通信システムも、第 5 世代「5 G」のサービスが提供され始め、それを凌駕する第 6 世代「6 G」への進展も見込まれる中、私たち一人ひとりが高度情報社会での生活ができるよう取り組む必要があります。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）と連動した地域経営

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標である持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）と連動した地域経営が求められています。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、地域の経営においても取り組みが必要となっています。

⑥地方の創生

人口の東京一極集中が続く中、自治体は自らの判断と責任により、ひとづくり、まちづくり、しごとづくりにより地域の活力向上と、実情に沿った行政を実践していくことが求められています。

そのため、住民をはじめ、NPO、民間企業などの多様な主体が地域づくりに参画する環境を整え、その中でさらに住民と行政の協働の地域づくりを推進することが求められています。

⑦感染症対策の強化と

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、令和元（2019）年末に中国の武漢で初めて報告され、その後中国全土、さらには世界中に広く拡大し、現在でもその勢いは止まらない状況が続いています。

多くの人命が奪われるとともに、人類を脅かす感染症のパンデミック（世界的大流行）により、世界経済や国内の経済は停滞し、その影響は平成 20（2008）年に連鎖的に世界規模の金融危機が発生したリーマン・ショックを凌駕するほどとなっています。

経済の縮小により私たちの生活は非常に厳しいものとなっており、その回復には数年からそれ以上の時間が必要と予測されており、地域づくりにも多大な影響を与えています。

そうした中、新型コロナウイルスが（短期的には）撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式を志向する動きも顕著となっており、それに対応した地域づくりを推進することも求められています。

2 村民の意向

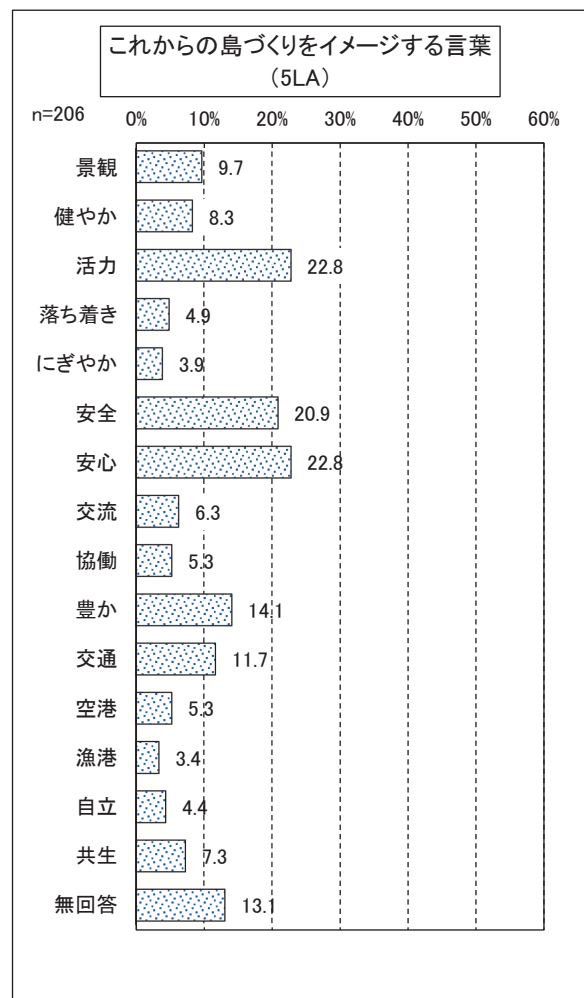
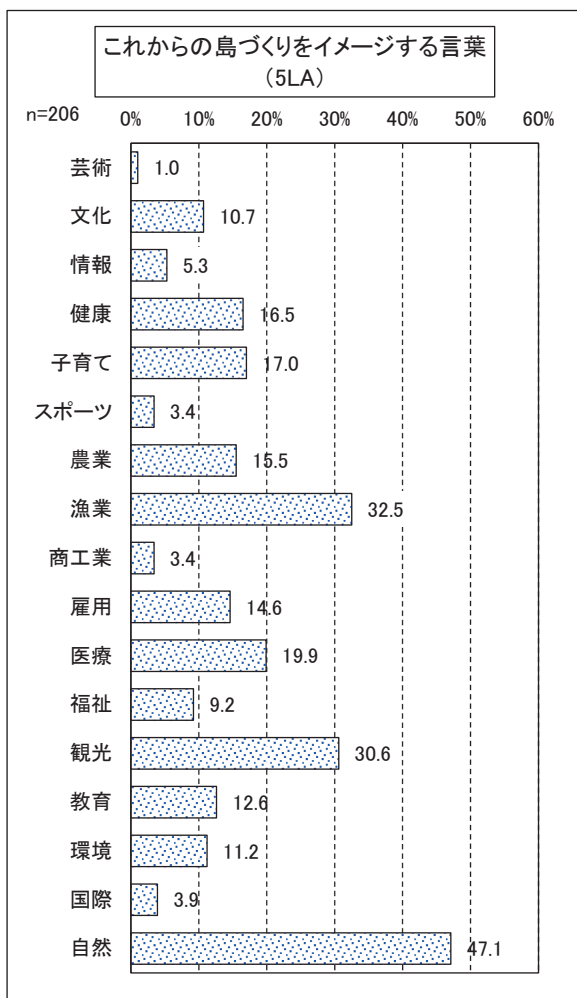
本村の島づくりや施策、行政運営等に対する住民の評価や意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

これからの島づくりをイメージする言葉と、これから目指すべき島の姿についての結果は以下のとおりです。

【島づくりをイメージする言葉について】

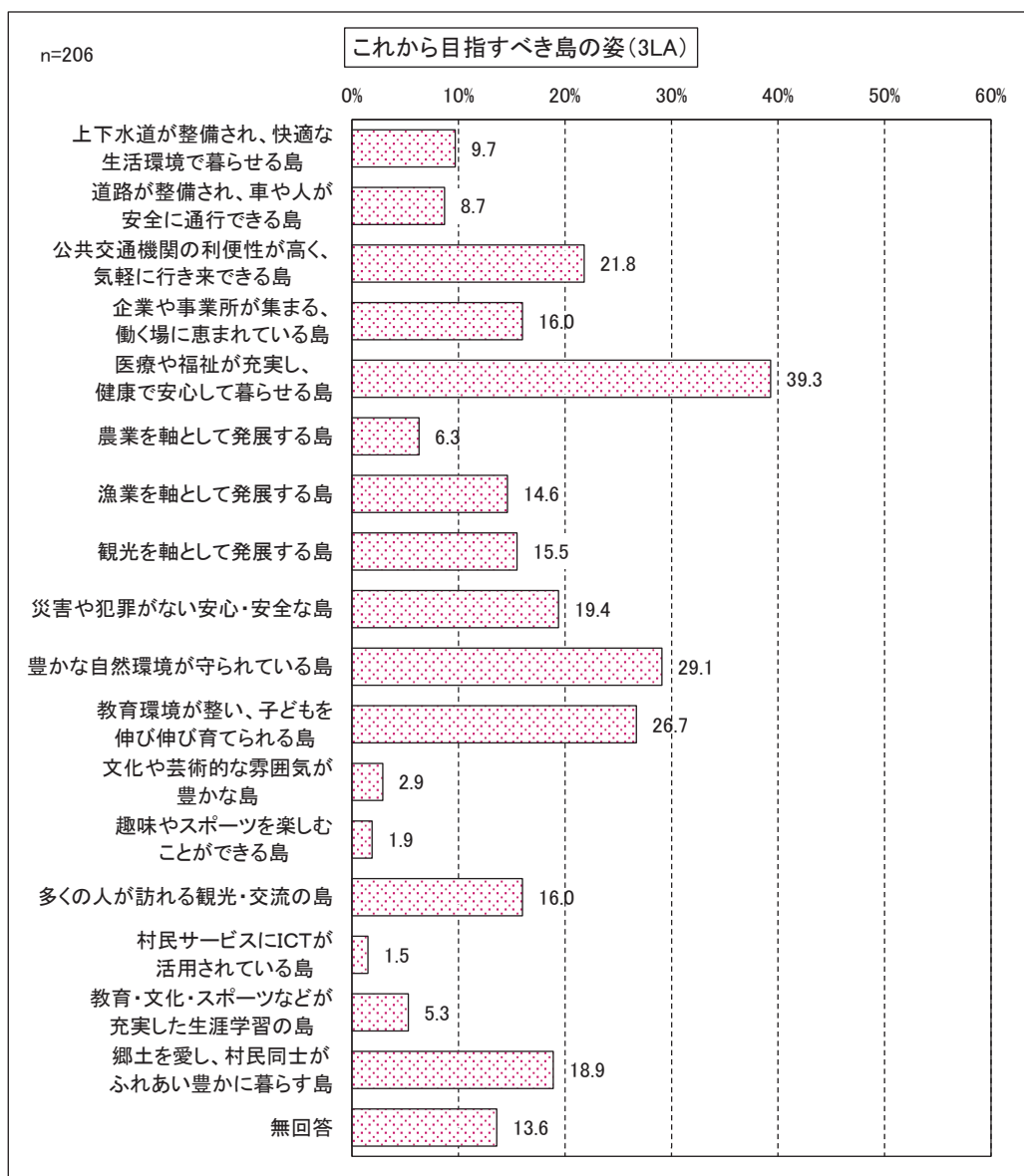
これからの島づくりをイメージする言葉については、「自然」への回答割合が最も高く、次いで、「漁業」、「観光」が続いています。

また、「活力」、「安心」及び「安全」への回答割合も比較的高い結果となっています。



【これから目指すべき島の姿について】

これから目指すべき島の姿については、「医療や福祉が充実し、誰もが健康で安心して暮らせる島」、「豊かな自然環境が守られている島」、「教育環境が整い、子どもたちを伸び伸びと育てることができる島」、「公共交通機関の利便性が高く、気軽に行き来ができる島」等への回答割合が高い結果となっています。



第II編 基本構想

第1章 神津島村が目指す将来の姿

1 将来像

私たちがこれまでに経験したことのない社会状況の中、10年後、本村の人口は現在よりも減少することが予想されています。

人口規模の縮小が予想される中においても、神津島で暮らすことで、私たち一人ひとりが心も身体も健康で豊かに日々を送れるよう、本村の島づくりの方向性を明らかにし、これを住民と共有していくことが大切です。

生きがいと誇りを持ち、笑顔あふれる神津島村を築いていくために、10年後に目指すべき本村の将来像を次のとおり定めます。

誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり

2 基本理念

～誰もが健やかで～

子どもから高齢者まで、性別や国籍、障がいの有無、個人や法人にかかわらず、誰もが健やかに住む島である続けることを目指します。

～生き生きと～

災害にも強く、子育てや老後の心配をすることなく、島に暮らすことに誇りを持ち、心身ともに生き生きと暮らせる島である続けることを目指します。

～活力ある島～

農業、漁業、観光業、地場産業など、活動を支える基盤と利便性が確保され、産業の活性化や雇用が創出される、活力ある島である続けることを目指します。

3 将来指標

将来人口は、神津島村の目標となるものです。全国的に少子高齢化が進む中、今後、増加を見込むことは困難ですが、安全・安心・快適な住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て環境の充実、教育・文化環境の充実、活力ある産業の育成など、計画的・効果的な取組により、本村の将来人口を、1,700人とします。

目標人口：令和12（2030）年度 1,700人

また、目標年度の令和12（2030）年度における年齢3区分別の人口は、14歳以下の年少人口は200人（11.8%）、15歳～64歳の生産年齢人口は900人（52.9%）、65歳以上の高齢者人口は600人（35.3%）と設定します。

年少人口： 200人
生産年齢人口： 900人
老年人口： 600人

【将来指標（人口）の設定に関する検討】

本村では令和2（2020）年3月に「第2次神津島村人口ビジョン」を策定し、人口の長期的な見通しを検討しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第5次総合計画の目標年度である令和12（2030）年における本村の人口は1,527人になると推計されています。

しかしながら、移動人口の推移状況等を踏まえるとともに、「第2次神津島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げた村の施策による効果が着実に反映することにより、目標年度である令和12（2030）年における本村の人口は1,690人の確保が見込まれます。

〔年齢3区分別の人口推計（村独自推計）、「第2次神津島村人口ビジョン」より〕

区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口 (0～14歳)	286 15.1%	252 13.8%	223 12.7%	189 11.2%	195 12.0%	206 13.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	1,080 57.1%	981 53.8%	893 51.0%	894 52.9%	863 53.2%	794 51.0%
老年人口 (65歳以上)	525 27.8%	590 32.3%	636 36.3%	606 35.9%	564 34.8%	556 35.7%
総人口	1,891	1,823	1,751	1,690	1,622	1,555

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。（四捨五入をしているため、年齢3区分の数値の和が総人口の和と異なる部分がある。）

4 島づくりの基本方針

本村の将来像、

誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり
を実現するために、6つの「島づくりの基本方針」を定めて各種施策を総合的に進めます。

誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくり



基本方針 1

多様な交通・情報通信基盤が整う
利便性の高い島づくり

基本方針 2

島ならではの観光・交流産業が育つ
活気のある島づくり

基本方針 3

安心と希望に満ちた
健康・福祉の島づくり

基本方針 4

教育環境が整い創造性が広がる
生涯学習・文化の島づくり

基本方針 5

人と自然が共生する
安全で快適に暮らせる島づくり

基本方針 6

健全で開かれた
行財政運営の島づくり

第2章 施策の大綱

前期基本計画の取組に向け、島づくりの基本方針を以下の考えで展開します。

また、本計画はSDGs「持続可能な開発目標」の推進も併せて目指しており、SDGsが目指す持続可能な環境や社会の構築に向け、各基本方針の推進及び実現が、以下のSDGsのゴール（目標）の達成となることを示します。

【基本方針1】多様な交通・情報通信基盤が整う利便性の高い島づくり

- 住民や来島者の利便性の向上と、より多くの来島者に対応できる海路や空路の充実を進めるとともに、利用者の安全性にも配慮した歩道の設置や、島内においてバス交通の利便性の向上を図るため、住民や来島者が満足する運行形態を目指します。
- 南海トラフ巨大地震の津波でも対応可能な港まちづくりを進めるとともに、神津島空港の利便性のさらなる向上を目指します。
- 幹線道路の整備の他、村道や農道の整備を推進するとともに、村道の未整備部分の取組みや、村道や遊歩道等での法面の整備も推進します。
- 公営住宅の老朽化を踏まえ、入居者の安定入居と快適な生活ができるよう住環境の整備を進めるとともに、公園等の整備と美化を住民とともに進めます。
- 多くの住民が情報技術を活用できるよう、知識の習得、能力の向上を支援します。

■関連するSDGsのゴール



【基本方針2】島ならではの観光・交流産業が育つ活気のある島づくり

- 資源管理型漁業を推進するとともに、担い手の確保に努めるとともに、漁業者の育成と増加には更なる漁港の拡充が必要となっており、都や関係機関への働きかけを続けます。
- レモンを主軸とした柑橘類等さらに新しい基幹作物の確立を目指し、取組みを進めるとともに、農産物のブランド化を進めます。
- 神津島観光協会を核とした島全体での観光マネジメント力を強化するとともに、本島全体を星空公園として位置づけ、本村ならではの食や暮らしを体験する各種ツーリズムの充実を推進します。
- 新規起業者の掘り起こしや育成を進めるとともに、新たな自主事業の推進や商工観光まつりの支援など、賑わいを創出する取組みを強化します。

■関連するSDGsのゴール



【基本方針3】安心と希望に満ちた健康・福祉の島づくり

- 母子保健サービス、成人・高齢者保健サービス、健康づくり事業、食育の推進、精神保健サービス等の保健事業を推進するとともに、感染症対策の充実を図ります。
- 住民が安心して生活できるよう、医療体制のさらなる充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の充実に努めます。
- 高齢者や障害者（児）が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、各連携機関と協力して事業の充実に努めます。
- 地域コミュニティの情勢と連携による地域福祉を推進します。

■関連するSDGsのゴール



【基本方針4】教育環境が整い創造性が広がる生涯学習・文化の島づくり

- 子ども達の包括的な学力の向上とそのための環境の充実に努めるとともに、子ども達が他者への思いやりの意識を持つ育成支援に努めます。
- 子ども達への健康教育の充実を図るとともに、体力の向上に努めます。
- 地域コミュニティの核として、学校の地域拠点化を推進するとともに、情報教育環境の充実を進め、地域と連携し子ども達を島全体で育てる環境づくりを推進します。
- 子どもから高齢者までが生涯学習や生涯スポーツに積極的に参加する環境づくりを推進するとともに、本村の文化の保存・継承だけでなく、新たな文化の創造や、島文化の発信を進めます。
- 安全・安心な給食の提供を図るとともに、地産地消をさらに充実し、食育との連携を図ります。

■関連するSDGsのゴール



【基本方針5】人と自然が共生する安全で快適に暮らせる島づくり

- 生活用水の安全確保に努めるとともに、水道施設の整備を推進します。また、水源施設の計画的な改修を進めるとともに、下水道施設の整備による環境保全の強化を図ります。
- 資源循環型社会の形成に向け、さらに3R（リデュース、リユース、リサイクル）を強化します。
- 災害に強い島づくりを進めるとともに、減災対策の充実を図ります。
- 村を移住先として選んでもらうためのサポートを推進するとともに、地域おこし協力隊の誘致・採用を進め、村内の幅広い人的底上げを図ります。

■関連するSDGsのゴール



【基本方針6】健全で開かれた行財政運営の島づくり

- 組織運営の効率化や財政の健全化をさらに進めるとともに、情報通信分野の技術革新に対応した本村の情報マネジメント力を強化します。
- 行政の情報公開、情報提供を推進するとともに、協働を推進するための制度や仕組みを確立、また、住民への積極的な情報公開や情報提供等を推進することにより、住民参加と協働のまちづくりを推進します。

■関連するSDGsのゴール



第Ⅲ編 前期基本計画

●● 第5次神津島村総合計画 前期基本計画 施策体系図 ●●

第1章
多様な交通・情報通信基盤が整う
利便性の高い島づくり

第1節 交通環境の整備

- 1 島外と結ぶ海路、空路の維持
- 2 島内交通サービスの充実

第2節 港湾・空港の整備

- 1 港湾の整備
- 2 空港の整備

第3節 安全で快適な道路の整備

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路や農道の整備

第4節 協調・協働の島づくりの推進

- 1 住環境の整備
- 2 公園等の管理

第5節 情報・通信基盤の整備

- 1 DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応

第2章
島ならではの観光・交流産業が育つ
活気のある島づくり

第1節 漁業の振興

- 1 漁港の整備
- 2 漁業資源の管理
- 3 漁業経営の支援
- 4 流通・販売機能の強化

第2節 農業の振興

- 1 農業基盤の整備
- 2 農業経営の支援
- 3 流通・販売機能の強化

第3節 観光活性化の推進

- 1 観光基盤の整備
- 2 星空保護区（星空公園）の推進
- 3 体験・滞在型観光の推進
- 4 観光まちづくりの推進

第4節 商工業の振興

- 1 商業の活性化
- 2 製造業の育成
- 3 起業化の支援

第3章
安心と希望に満ちた
健康・福祉の島づくり

第1節 健康づくりの推進

- 1 健康づくり推進拠点の充実
- 2 保健事業の推進

第2節 医療の推進

- 1 医療拠点の充実
- 2 医療の充実
- 3 国民健康保険制度の推進

第3節 子育て支援の推進

- 1 保育事業の推進
- 2 子育て支援の推進

第4節 高齢者福祉の推進

- 1 生きがいつくりの推進
- 2 高齢者福祉サービスの充実

第5節 介護保険事業の推進

- 1 介護サービスの提供
- 2 介護予防サービスの充実
- 3 医療介護連携の強化

第6節 障害者（児）福祉の推進

- 1 自立生活の支援
- 2 障害者（児）施設の充実

第7節 地域福祉の推進

- 1 地域福祉推進体制の充実

第4章
教育環境が整い創造性が広がる
生涯学習・文化の島づくり

第1節 確かな学力を育む教育の推進

- 1 教育課程の充実
- 2 多様な学びの場づくり

第2節 豊かな心を育む教育の推進

- 1 道徳性・社会性の醸成
- 2 いじめや不登校の未然防止

第3節 確かな体を育む教育の推進

- 1 健康の維持
- 2 体力の向上

第4節 児童・生徒の学びを支える環境づくり

- 1 教育環境の整備
- 2 地域ぐるみでの教育活動の推進

第5節 誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり

- 1 多様な学習活動やスポーツ活動の環境整備
- 2 多様な学びや活動機会の提供

第6節 文化の継承と創造

- 1 文化の継承
- 2 文化の創造と発信

第7節 子育て支援と教育活動の連携

- 1 児童・生徒の支援
- 2 離島留学生の受入

第8節 安全な給食の提供

- 1 給食センターの安定運営
- 2 地産地消の推進

第5章
人と自然が共生する
安全で快適に暮らせる島づくり

第1節 水資源、環境保全の推進

- 1 生活用水の安定供給
- 2 下水処理の推進
- 3 火葬場の管理

第2節 資源循環型ごみ処理の推進

- 1 3Rの推進
- 2 廃棄物処理の推進

第3節 災害に強い島づくりの推進

- 1 地域防災の推進
- 2 治山・治水の推進
- 3 消防力の充実

第4節 環境・協調の島づくりの推進

- 1 治安・防犯対策の推進
- 2 地球温暖化対策の推進
- 3 景観の保全と自然保護及び美化の推進
- 4 人づくりの推進

第6章
健全で開かれた
行財政運営の島づくり

第1節 行財政改革の推進

- 1 行政運営の効率化
- 2 適切な組織運営の推進
- 3 財政の健全化

第2節 行政の情報化の推進

- 1 情報マネジメントの推進
- 2 防災行政無線の充実

第3節 協働推進体制の確立

- 1 広報の充実
- 2 公聴の充実
- 3 情報公開の推進

第1章

多様な交通・情報通信基盤が整う利便性の高い島づくり

第1節 交通環境の整備

【現状と課題】

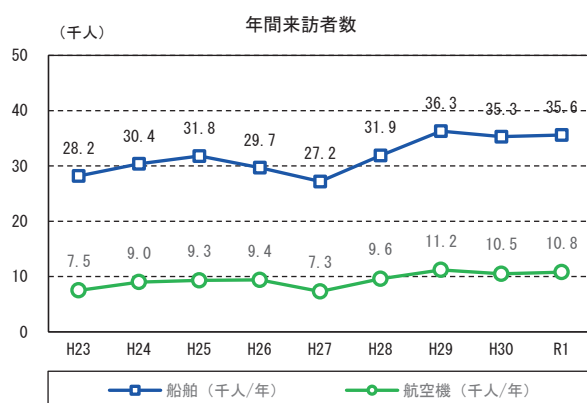
本村では、船舶・航空機の安定就航と利便性を確保するとともに、熱海ルート的高速船定期航路化や、島外と結ぶ海路、空路の整備、また、乗船券発券システムの改善を、東京都及び東海汽船に要請を続けています。

今後も住民や来島者の利便性の向上と、より多くの来島者に対応できる海路や空路の充実を進める必要があります。

また、島内においてデマンドバス運行システムの検討等バス交通の利便性の向上を図るため、行政、事業者、村民、宿泊施設関係者等の協働・連携による新たなシステムの確立を試行しており、住民や来島者が満足する運行形態を目指す必要があります。

併せて、遊歩道の整備等歩行者ネットワークの形成に努めるとともに、利用者の安全性にも配慮した歩道の設置を進める必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が島内外への移動に利便性があると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 島外と結ぶ海路、空路の維持
- 2 島内交通サービスの充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①年間来訪者数 (船舶、航空機の合計)	46,400 人/年	40,000 人/年
②島外と結ぶ航路、空路の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	30.6%	40.0%
③島内交通サービスの充実への満足度 ※住民アンケート調査結果	19.4%	25.0%

※①は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪者が大幅に減少したことから、その回復を目指す目標設定としています。

1 島外と結ぶ海路、空路の維持



【施策（取組の方向）】

(1) 船舶の安定就航と定期航路の拡充

本島に運行する東海汽船（株）のジェット船及び客船（客船及び大型客船）の運行率の維持・向上を図るとともに、本島住民の乗船券が確保されるよう働きかけを続けます。

また、船舶利用者が快適に利用できるサービスの向上と、熱海ルートの実質が図られるよう努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 新船就航の促進
- * 住民の優先利用の促進

(2) 航空機の安定就航の確保

本島に就航する新中央航空（株）の航空機の定期就航（1日3便）が確保されるよう働きかけを続けます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 就航率向上の要請

(3) 東京都離島航路地域協議会との連携

地域公共交通の確保維持改善を進める東京都離島航路地域協議会との連携を強化し、住民の利便性を考えた、安定した運航を継続するよう働きかけを続けます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 運行各社への、連携した働きかけの継続



〔高速船〕



〔大型船〕



〔神津島空港〕

2 島内交通サービスの充実



【施策（取組の方向）】

(1) バス交通の利便性の向上

住民の生活の足であり、また観光客等が島内を巡回する上で必要なバスの運行を改善し、利便性の向上に努めます。

また、宿泊施設等が観光客を送迎する負担の軽減を目指し、船舶の運航に合わせたバス交通の充実を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *最適なバス運行の推進
- *宿泊施設等の送迎負担軽減に向けたバス運行の確保

(2) 歩行者の利便性の向上

住民や観光客等が、西海岸や海水浴場に安全に安心して行くことのできる遊歩道や歩道の整備を都に対し促進するとともに、島内にある案内板の整備（多言語化等）と設置個所の充実を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *都道における遊歩道、歩道等の整備促進
- *村道における遊歩道、歩道等の整備推進
- *村内案内板の改修と整備（外国語版）の整備推進



〔バス〕



〔遊歩道（赤崎）〕

第2節 港湾・空港の整備

【現状と課題】

本村では、神津島港の港まちづくりとして、西防波堤、北側防波堤、南海トラフ巨大地震の津波でも対応可能な津波避難タワーの整備、船客待合スペースの拡充を進めるとともに、三浦漁港沖側泊地の静穏度確保のための整備、特目岸壁の拡幅等、港湾の整備を東京都に要請してきました。今後も神津島港の港まちづくりの充実を進める必要があります。

また、神津島空港は本島への空の玄関として整備が進められてきていますが、今後はその利便性のさらなる向上のため、駐車場の拡幅や周辺景観の整備を推進する必要があります。

【目指す姿】

- 漁業関係者や港湾関係者が、港湾の整備が進んでいると感じること。
- 多くの住民が空港の利用に利便性があると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 港湾の整備
- 2 空港の整備

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①港湾の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	41.8%	50.0%
②空港の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	31.6%	40.0%

1 港湾の整備

【施策（取組の方向）】

(1) 船舶・漁船等の安定接岸の確保

神津島港に船舶が安定して接岸できるように、西防波堤の延伸に向け整備を促進するとともに、津波避難センターの整備を促進します。

また、三浦漁港における沖泊地及び特目岸壁の整備を促進し、安全で安心して停泊できる港内水域の拡充を促進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 神津島港西防波堤延伸促進事業
- ・ 津波避難タワー整備促進事業
- * 三浦漁港沖泊地の整備促進
- * 三浦漁港特目岸壁の整備



(2) 港まちづくりの促進

神津島港の港湾・漁港・海岸が一体となって、地域住民と行政が連携し、島の特性を十分活かした魅力あふれた空間を創造することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図る都が進める「島のみなとまちづくり」構想の更なる拡充・推進を図ります。

また、三浦漁港における船客待合スペースの整備を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 神津島港駐車場の整備促進

* 三浦漁港船客待合スペースの整備促進

2 空港の整備

【施策（取組の方向）】



(1) 空港ターミナルの整備

本島の空の玄関口である神津島空港の利便性の向上に向け、空港周辺における駐車場の整備を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 空港ターミナル駐車場の整備促進

(2) 空港ターミナル周辺景観の整備

空港ターミナルを利用する観光客等が、豊かな自然に恵まれた神津島らしさを感じるよう、神津島村修景美化審議会との協議を踏まえて、周辺景観の整備に向け検討を進めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 空港ターミナル周辺景観の整備促進

(3) 行政ヘリコプター等の安定就航の確保

本島における航空運送を確保するため設置された神津島臨時ヘリポートの適切な管理を行うとともに、通常時及び災害時における神津島空港でのヘリコプターの利用ができる適切な運用を図ります。

〔関連する条例等〕

* 神津島臨時ヘリポートの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的に、神津島臨時ヘリポート管理条例を、昭和62年6月30日（条例第11号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 周辺環境を含むヘリポートの適正管理

第3節 安全で快適な道路の整備

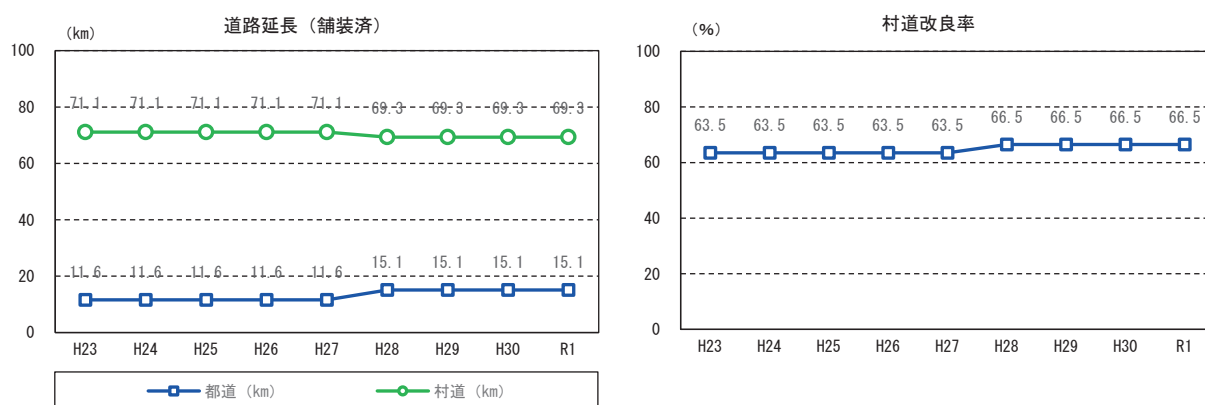
【現状と課題】

本村では、村道 86 号線の改修、村道 108 号線及び橋梁（2 本）の改修等の幹線を整備してきましたが、今後も幹線道路の整備の他、村道や農道の整備を推進する必要があります。

また、村道の都道への格上げを要請しつつ、その整備の促進を進めてきましたが、今後も未整備部分の取組みを推進します。

村内には、鯖崎・赤崎・大黒根の 3 か所のトンネルがありますが、トンネルの長寿命化計画に基づき、今後もトンネルの点検を計画的に推進し、安全の確認を定期的に行う必要があるとともに、村道や遊歩道等での法面の整備も推進する必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が道路の整備が進んでいると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路や農道の整備

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①舗装済道路延長	83.2km	85.0km
②幹線道路の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	22.8%	30.0%
③生活道路の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	20.4%	35.0%



1 幹線道路の整備

【施策（取組の方向）】

(1) 都道の整備促進

島内を走る都道の一部狭隘区間における整備を促進します。また、村道（86号線）の都道格上げをと改修を都に要請するとともに、及び大黒根トンネルの延伸と整備を促進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *七軒町地区の都道狭隘区間の整備促進
- *村道とりが沢線（86号線）の都道格上げの促進
- *村道とりが沢線（86号線）大黒根トンネルの延伸及び整備の促進（都道格上げ後）

(2) 村道の整備

本村の舗装道の効果的かつ効率的な維持管理が求められる中、「事後保全型」の維持管理から、損傷が深刻化する前の定期的な点検に基づき舗装の表層部分を修繕する「予防保全型」の維持管理への転換を進めるため、神津島村道舗装長寿命化計画を策定し、それに基づき村道の整備を計画的に推進します。

また、利用者の多い第2空港アクセス道路の整備を進め、利便性の向上に努めるとともに、必要な道路の新設を進めます。

【関連する条例等】

- *道路法(昭和27年法律第180号)第30条第4項の規定に基づき、村道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めることを目的に、神津島村道路構造条例を、平成25年3月12日(条例第2号)に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・神津島村道舗装長寿命化計画策定事業
- *村道風早線2期工事の推進
- *第2空港アクセス道路の整備
- *村道108号線回収の推進
- *神津島高校東側道路の新設推進

(3) トンネルや橋梁の点検及び修繕

本村にある3本のトンネル及び5本の橋梁の、法令に基づく定期点検を実施し、通行の安全性を確保するとともに、必要に応じ修繕等の対応を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *トンネルの点検と整備の推進
- *橋梁の点検と整備の推進

(4) 道路法面施設の点検と修繕

既設道路法面施設の老朽化と経年劣化を調査し神津島村法面施設長寿化計画に準用して年度計画により道路法面施設を必要に応じ修繕等の対応を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・社会資本整備事業（国・都）の推進
- *村道 14 号線・村道 86 号線・赤崎遊歩道法面施設の改修補修

2 生活道路や農道の整備

【施策（取組の方向）】



(1) 集落内道路の整備

児童・生徒の通学路や住民が日常利用する路地等の安全確保、雨水対策の強化に向け、道路排水施設（U字溝）の更新を進めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *通学路の安全確保の推進
- *村落内道路排水施設の整備

(2) 農道の整備

村内の農道を、第2空港アクセス道路開設に伴い村道に格上げを検討するとともに、道路整備を一体的に進め、農道の水溜りの解消に向けた排水改良を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *農道柑ヶ沢線排水改良事業



〔都道〕



〔村道（121号線）〕

第4節 協調・協働の島づくりの推進

【現状と課題】

公営住宅の老朽化を踏まえ、本村では公営住宅の長寿命化を進めてきましたが、今後も計画的に整備を推進します。

また、公営住宅への高齢者、単身者、若年世帯等の安定入居に努めていますが、入居者の安定入居と快適な生活ができるよう住環境の整備を進める必要があります。

併せて、村内にある公園等の整備と美化を、住民とともに進める必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が住みやすい環境になっていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 住環境の整備
- 2 公園等の管理

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①公営住宅改修率	—%	30.0%
②住環境の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	10.7%	20.0%

1 住環境の整備

【施策（取組の方向）】



(1) 公営住宅の整備

平成28年度策定した「神津島村公共施設等総合管理計画」に基づく公営住宅の長寿命化計画により、計画的な修繕等を進めるとともに、高齢者、単身者、若年世帯等の安定入居を図るため、新たな公営住宅の整備を推進します。

【関連する条例等】

*公営住宅法(昭和26年法律第193号。)に基づく神津島村公営住宅及び共同施設の設置及び管理について法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的に、神津島村公営住宅条例を、平成9年12月19日(条例第16号)に全面改正し新たに定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・鉄砲場第2、3、4住宅外壁防水工事事業
- ・鉄砲場第6住宅建築事業

(2) 空き家対策の検討

現在僅かに散在する島内空き家の状況を適切に把握するとともに、今後見込まれる島内の空き家の増加を見据え、今後の対策を検討します。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村の空き家の利活用により村の活性化を目指すことを目的として、村在住者及び村に移住しようとする者が行う空き家改修等、除却又は伐採を行う費用に対し、村が予算の範囲内において、その一部を助成する「神津島村空き家改修事業補助金」について必要事項を定めることを目的に、神津島村空き家改修事業補助金交付要綱を、平成 30 年 8 月 6 日（要綱第 8 号）に定めています。
- * 本村に住居を有する者が、神津島村へ職員用住宅として賃貸するにあたり、住宅改修費用に係る貸主負担の軽減を図るとともに、改修に必要な住宅資金を貸し付け、空き家住居の有効利用と職員用住宅の確保に努めることを目的に、神津島村住宅改修資金貸付条例を、平成 28 年 12 月 6 日（条例第 31 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 空き家調査と対策の検討

* 危険家屋となる可能性のある空き家に対して取り壊し支援の実施

2 公園等の管理

【施策（取組の方向）】



(1) 村落内公園や空地の整備

村落内にある公園や空地の適切な管理を行うとともに、住民との協力による美化活動を含めた整備を行います。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

・ 公園の整備



〔公営住宅〕



〔公園（湧水）〕



〔公園に咲く「えびね」〕

第5節 情報・通信基盤の整備

【現状と課題】

本村では、情報・通信基盤のブロードバンド化や携帯電話サービスの充実を関係機関等に継続的に要請していますが、今後の情報化社会における技術革新に遅れることのないよう取組みを推進するとともに、多くの住民が情報技術を活用できるよう、知識の習得、能力の向上を支援する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が情報化による利便性の向上を感じることを。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①情報化の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	3.9%	10.0%

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応



【施策（取組の方向）】

(1) 超高速ブロードバンド化の推進

技術の進歩が著しい情報通信社会の進展に遅れることなく、国の制度事業等を活用して地域情報通信基盤の整備を推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*技術革新への随時対応

(2) 公衆無線LANの更新

整備されている島内公共施設の公衆無線LAN機器を必要に応じて交換することにより、利用者の利便性を確保します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*主要公共施設での機器の更新

(3) 不感地域の解消促進

通信アンテナ網整備による不感地域解消に向け、電気通信サービスを提供する通信キャリアへの継続的な要請を行うとともに、情報通信の技術革新への対応を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*不感地域解消に向けた取組みの、電気通信サービス事業者への継続的要請

(4) 情報活用能力の向上

本村の住民も誰もが、Society5.0（超スマート社会）の恩恵を享受できるよう、インターネットやPC、スマートフォンなどITを用いた情報活用能力が向上するよう支援します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*住民の情報活用能力の向上支援

第2章

島ならではの観光・交流産業が育つ活気のある島づくり

第1節 漁業の振興

【現状と課題】

神津島海域では、キンメダイ・黒ムツ等の底魚一本釣り漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣り漁業、イセエビ刺網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれています。近年、磯焼けや黒潮の変動といった海況変動等により資源量が減少し、漁獲量も減少してきています。

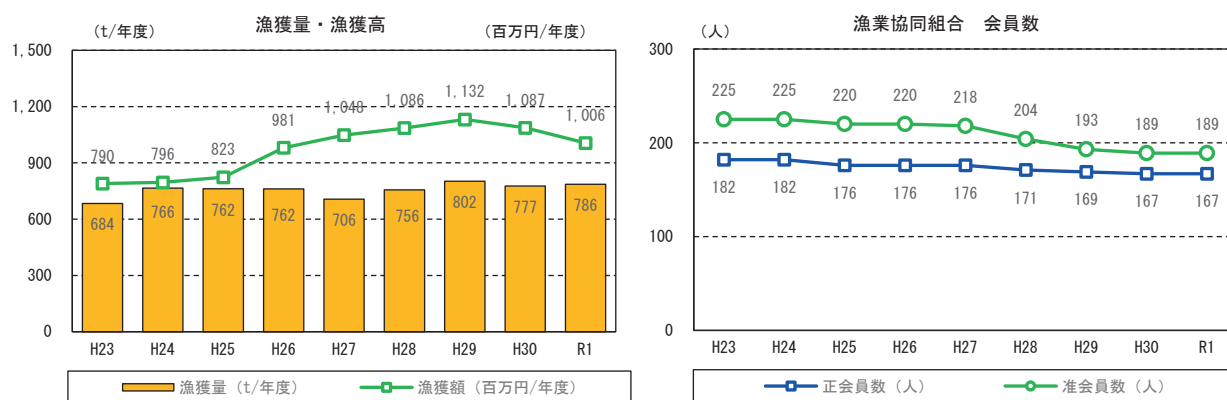
こうした中、本村では魚類資源の増殖及び保護の強化を進めており、今後も資源管理型漁業を推進するとともに、担い手の確保に努める必要があります。

また、タカベの建て切り網を少人数でも実施できるよう関係機関と研究を進める必要があります。

この他、三浦漁港、沖側船揚場の整備・静穏度確保に伴う沖側係留施設の整備等を進めています。漁業者の育成と増加には更なる漁港の拡充が必要となっており、都や関係機関への働きかけを続ける必要があります。

よっちゃーれセンターでは、市場に出荷できない未利用魚などを活用し生魚の販売及び加工・販売を推進していますが、今後も直売市を支援し、水産物の島内流通による地産地消、食育を推進するために、宿や学校給食等に活用してもらうよう積極的に協力関係を構築し、インターネット販売等をさらに充実させ、直販体制の強化・拡充を図る必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が漁業が盛んな島になっていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 漁港の整備
- 2 漁業資源の管理
- 3 漁業経営の支援
- 4 流通・販売機能の強化

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①漁獲量	786t	780 t
②漁港の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	19.9%	22.0%
③資源管理型漁業の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	3.4%	5.0%
④（漁業の）担い手の確保への満足度 ※住民アンケート調査結果	10.2%	12.0%

1 漁港の整備



【施策（取組の方向）】

(1) 静穏域及び泊地の拡充

三浦漁港における沖側船揚場の整備及び静穏度確保に向けた係留施設の整備を促進し、漁船など小型船が安全で安心して停泊できる漁港の拡充を促進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 三浦漁港沖側船揚場の整備事業
- * 三浦漁港係留施設の整備促進

(2) 漁港施設の整備

三浦漁港への貯氷施設の整備を推進し、漁港としての機能の充実を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 三浦漁港施設（貯氷施設）の整備推進



〔漁港（多幸湾）〕



〔係留漁船〕

2 漁業資源の管理



【施策（取組の方向）】

(1) 漁礁等の整備

島しょ漁業の振興を図る都の島しょ漁業振興施設整備事業における生産基盤整備事業により、漁場造成に向けたつきいそ事業の継続実施を図るとともに、藻場の造成と釣漁業を対象とする魚類資源の増殖及び保護の強化を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・つきいそ事業
- *藻場造成事業の推進
- *漁礁等での資源増殖及び保護事業の推進

(2) 広域的な資源管理の推進

キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の間での資源管理型漁業に関する円滑な意志の疎通を図ることを目的として設置されている一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会での取り決めにに基づき、キンメダイ資源の保護と持続的な利用を確保します。

また、遊漁船事業者等との操業区域の調整により、本村漁業との共存を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *特定魚（キンメダイ）の漁獲調整の実施
- *特定漁法の規制の継続
- *遊漁船事業者との操業区域の調整
- *ダイバーとの海域利用の適正化の推進

3 漁業経営の支援



【施策（取組の方向）】

(1) 神津島漁業協同組合の支援

漁場の生産力の向上に向けた漁場の管理・改善や産卵場・育成場の整備、漁業の再生に向けた新規漁業への着業や低・未利用資源の活用及び伝統漁法の取組を行っている、神津島漁業協同組合の支援を都と連携して推進します。

また、神津島漁業協同組合女性部の水産物ブランド化への取組み等を支援します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *離島漁業再生支援事業の推進
- *神津島漁業協同組合女性部への支援

(2) 漁業後継者・担い手の確保と育成

漁業後継者の育成を図るとともに、近年漁業への関心を持つ人材が増えていることから、新たな漁業の担い手として、漁業研修や交流活動等を通じて確保・育成を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 後継者育成の継続

4 流通・販売機能の強化



【施策（取組の方向）】

(1) 水産物ブランド化の推進

神津島漁業協同組合女性部と連携して、本村水産物のブランド化を図ることにより、新たな特産品の開発を推進します。

また、本村で漁獲するキンメダイのブランド化を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 特産品開発の推進

(2) 流通・販路の強化

市場性の低い魚の流通の活性化を図るために、津本式処理方法等を活用するとともに、インターネットによる通信販売体制等の整備を進めます。

また、よっちゃんれセンターでの生魚・加工販売も推進し、水産物の島内流通の活性化を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 成魚・加工販売の推進
* インターネットによる販路拡充や消費者への直販体制の強化

〔関連する条例等〕

* 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、神津島村地域産物販売提供施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的に、神津島村地域産物販売提供施設の設置及び管理に関する条例を、平成16年3月19日(条例第8号)に定めています。

(3) 特産品PRの充実

各種メディア、観光物産展等での特産品の紹介を継続するとともに、見本市等への積極的な参加により、新たな販路づくりを推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
・ 観光物産展、見本市等出展事業
* 各種メディアと連携したPRの推進

第2節 農業の振興

【現状と課題】

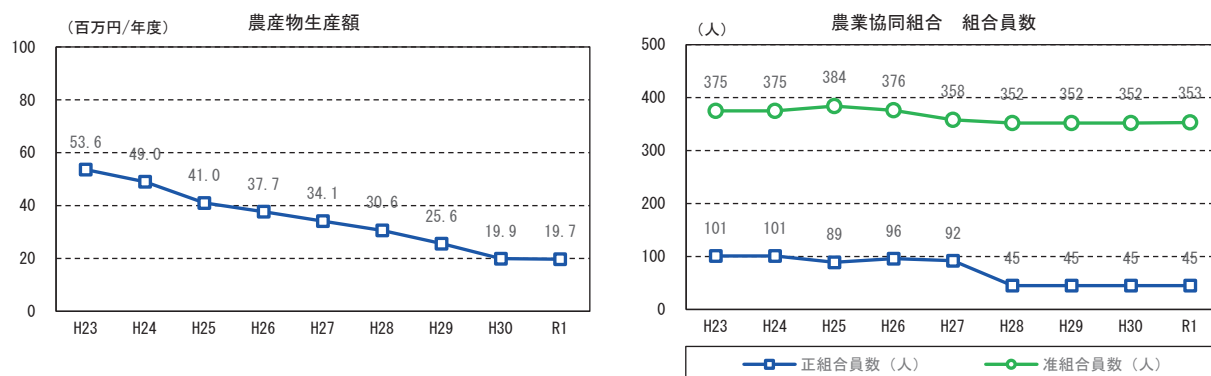
本村は平坦地が少ないため、農業は小規模の耕地で営まれる自給的農業が主でしたが、昭和40年代後半からキヌサヤエンドウの栽培が盛んになり、農業主体の経営が成立するようになりました。

その後、さらに収益性の高い伊豆諸島特産であるアシタバの栽培が奨励され、現在は島の基幹作物となっているとともに、パッションフルーツも主要作物に育ちつつありますが、レモンを主軸とした柑橘類等さらに新しい基幹作物の確立を目指し、取組みを進める必要があります。

また、これらの作物を中心に、自然食品としてのブランド化を強化するとともに、東京都特定栽培農産物認証制度による認証取得を推進する必要があります。

併せて、農産物直売所を活用した野菜等の島内流通を進めていますが、学校給食や高齢者向けの食事サービスなどへの使用を拡充し、農作物の地域循環を推進する必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が豊かな農産物を盛んに算出する島になっていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 農業基盤の整備
- 2 農業経営の支援
- 3 流通・販売機能の強化

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①農産物生産額	19.7 百万円	20 百万円
②農業基盤の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	4.8%	10.0%
③農業経営の改善への満足度 ※住民アンケート調査結果	1.5%	3.0%
④流通・販売機能の強化への満足度 ※住民アンケート調査結果	3.4%	7.0%

1 農業基盤の整備



【施策（取組の方向）】

(1) 農地の維持

農業従事者の高齢化と減少によって遊休農地や耕作放棄地が増える中、新たな活用方法を検討し推進することによって、農地の減少を抑えます。そのため、未利用農地の利活用を推進していくため、遊休農地の実態や賃貸借・今後の利用意向を把握します。

また、農業の生産性の低下を抑え、かつ新規就農者の受け皿づくりとなるよう、農地の造成にも取組みます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 農地造成の推進
- * 遊休農地や耕作放棄地の活用の推進

(2) 農地施設の整備

台風による強風や潮風に強く、ビニールの張替え労力が軽減できるストロングハウスの整備支援を行うとともに、村が今後の拠点となるストロングハウス団地を整備し、併せて農業研修施設の活用も図ります。

また、農業用水の安定確保に向け、道路に敷設した用水路の整備を進めるとともに、必要な水源確保に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村の農業振興を図るため、農産物等運搬施設(モノレール)を設置し、その適正な管理運営等必要な事項を定めることにより、農業生産の省力化、農地の休耕化の解消を促進することを目的に、神津島村農産物等運搬施設の設置及び管理に関する条例を、平成 15 年 3 月 13 日(条例第 11 号)に定めています。
- * 農業の生産性を高め、自立農家の育成と農業経営の安定を図るため、農業用パイプハウスを設置する個人に対し、その経費の一部を補助し、もって本村の農業振興に寄与することを目的に、農業用パイプハウス設置事業補助金交付要綱を、昭和 62 年 4 月 9 日(訓令甲第 1 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * ストロングハウスへの整備支援
- * 村ストロングハウス団地の整備
- * 農業研修施設の活用
- * 農業用水の安定確保



〔ストロングハウス〕

2 農業経営の支援



【施策（取組の方向）】

(1) 経営基盤の強化

神津島農業のあり方の方向性を決定する場として、地域マネジメント組織等からの意見を収集し、全体調整を行う神津島村経営・生産対策推進会議との連携により、農業生産者の経営支援を行うとともに、施設整備の合理化や経営の安定化等の支援を行います。

また、農業のグループ経営又は法人化や認定農業者制度を推進します。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村の農業振興に寄与し、地域及び地場産業の活性化を図るため、神津島村農業施設を設置することを目的に、神津島村農業施設の設置及び管理に関する条例を、平成 28 年 3 月 8 日（条例第 3 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 農業経営安定化への支援
- * 農業施設整備の合理化への支援

(2) 農産物育成の強化

レザーファン、アシタバ、パッションフルーツ、切花等、本村で栽培育成されている農産物の強化を図り、農業経営の強化を支援します。

また、レモン等、新たな高価格換金作物の生産支援に向け、苗等の安定供給を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 農産物育成への支援
- * 付加価値の高い新たな農作物の生産支援

(3) 農業協同組合の支援

東京島しょ農業協同組合神津島支店の廃止に伴い平成 28 年（2016 年）に設立した神津島農業協同組合の法人化の検討を始めるとともに、部会活動及びグループ経営化への支援や農産物直売所の充実を支援します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 農業協同組合の法人化検討
- * 農業協同組部会活動及びグループ経営化への支援
- * 農産物直売所への支援



〔パッションフルーツ〕

(4) 農業後継者・担い手の確保と育成

生産者の高齢化が進行する中で、地域農業の担い手の核となる認定農業者と農業後継者の育成を推進します。

後継者の育成にあたっては、非農家のパート労働力の活用を図り、地域としての多様な担い手を育成することにより、生産者の労力軽減を図ります。

また、中高生の課外授業やパート等を通じた非農家の農業体験を進め、基礎的な農業技術の習得により、将来の担い手の予備軍とします。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 認定農業者制度の推進
- * 農業後継者育成体制の整備
- * 農業体験の推進
- * 農業就農情報の提供と就農相談の充実

3 流通・販売機能の強化

【施策（取組の方向）】



(1) 農産物ブランド化の推進

本村で栽培育成されている農産物のブランド化に向け、共同生産体制の強化や新たな特産品の開発を推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 特産品開発の推進
- * 共同生産による地域ブランド化の推進

(2) 流通・販路の強化

インターネットによる通信販売等の支援を進めるとともに、企業や事業者との連携による生産・販売の強化を図ります。

また、農産物直売所の活用や、農産物の島内流通による地産地消、及び食育との連携を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * インターネットによる通信販売等の支援
- * 企業との連携による生産・販売の拡充
- * 農産物の地域循環の推進

(3) 特産品PRの充実

各種メディア、友好都市等での観光物産展などでの特産品の紹介を継続するとともに、見本市等への積極的な参加により、新たな販路づくりを推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 観光物産展、見本市等出展事業
- * 各種メディアと連携したPRの推進

第3節 観光活性化の推進

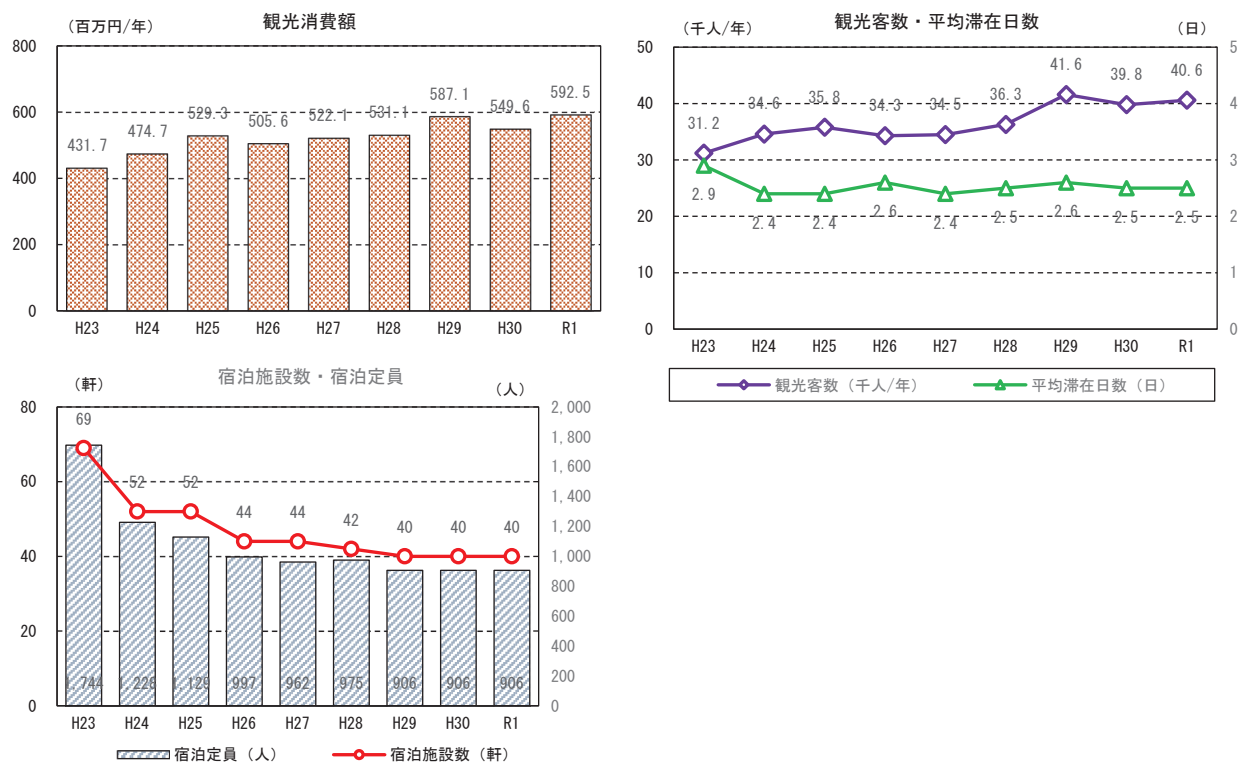
【現状と課題】

本村では、短時間で、低料金の安定した来訪ルートを確認し、観光基盤の整備を図るとともに、自然を活かした体験・滞在型観光の推進に努めています。また、個性的で魅力ある宿づくりなどにより、島ならではの「もてなし」、島ぐるみでの「もてなし」を推進してきました。

今後もそうした取組みを強化しながら、利用者の利便性をさらに高めるため、神津島観光協会を核とした島全体での観光マネジメント力を強化する必要があります。

また、本村では、星空保護区認定後の取組みを推進していますが、本島全体を星空公園として位置づけ、それと併せて、本村ならではの食や暮らしを体験する各種ツーリズムの充実を推進する必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が自然環境と観光が共生していると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 観光基盤の整備
- 2 星空保護区（星空公園）の推進
- 3 体験・滞在型観光の推進
- 4 観光まちづくりの推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①観光客数	40,600人/年	35,000人/年
②観光基盤の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	13.6%	15.0%
③星空保護区（星空公園）の推進への満足度 ※次回住民アンケート調査で設定	—%	10.0%
④体験・滞在型観光の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	4.3%	5.0%

※①は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が大幅に減少したことから、その回復を目指す目標設定としています。

1 観光基盤の整備



【施策（取組の方向）】

(1) 観光施設の整備

観光客や住民のレクリエーションの場であり、ウォーキングやランニングコースとして活用されている本島西海岸を引き続き整備するとともに、歩道の整備・改修を進めます。

また、公衆トイレの水洗化や赤崎遊歩道の維持管理に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 体育、レクリエーションその他の行事に供するため、多目的広場及びスポーツ施設を設置することを目的に、神津島村多目的広場設置条例を、昭和57年6月25日（条例第8号）に定めています。
- * 神津島村民及び観光客のレクリエーションその他の行事に供するため、ドンタク施設（以下「施設」という。）を設置し、その適正な管理運営等必要な事項を定めることを目的に、神津島村レクリエーション施設設置に関する条例を、平成8年3月11日（条例第6号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 西海岸の整備
- * （星空）展望台の整備
- * 公衆トイレ水洗化の整備推進
- * 赤崎遊歩道の適切な維持管理

(2) 公園の整備

都立多幸湾公園の整備を進めるとともに、めいし公園の改修を進め、村内にある公園の充実を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 都立多幸湾公園整備事業
- * めいし公園改修の推進

(3) 神津島温泉保養センターの整備

自然の岩場を利用した日本でも有数の大露天風呂を有する神津島温泉保養センターの整備を推進するとともに、併設されているレストランの利用率向上に向けた、センター運営の一体的な改善を進めます。

〔関連する条例等〕

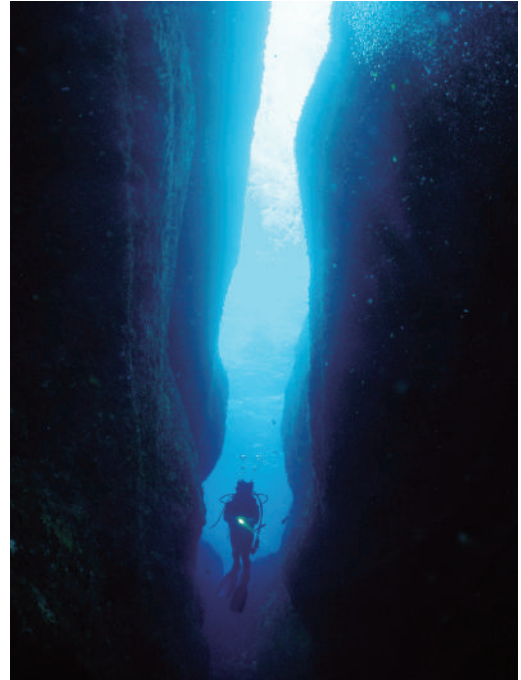
* 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、温泉を利用した多目的な保養と健康増進の場を提供し、あわせて村民の福祉の向上及び観光振興を図るため、温泉保養施設「神津島温泉保養センター」を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的に、神津島村温泉保養施設設置及び管理に関する条例を、平成 3 年 3 月 18 日(条例第 13 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 特色ある温泉づくりの推進
- * センター内施設の利便性の向上



〔温泉（大露天）〕



〔ダイビング〕



〔沢尻湾〕



〔前浜〕

2 星空保護区（星空公園）の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 「星空保護区」ダークスカイ・アイランドとしての取組

暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取り組みを称える制度として、国際ダークスカイ協会が平成13年（2001年）に始めた「ダークスカイプレイス・プログラム」（和名：星空保護区認定制度）に令和2年（2020年）12月1日に認定されたので、保護区としてのPRの強化、光害抑制の気運醸成、星空ガイド育成、星空観測会・ツアーの実施に取り組みます。

〔関連する条例等〕

- * 光害の防止及び適正な照明に関し、村、村民等及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、村民等の生活及び事業者の事業に必要な夜間照明を確保しつつ、光害から美しい星空を守ることを目的に、神津島村の美しい星空を守る光害防止条例を、令和元年12月4日（条例第17号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 光害及び星空保護区の周知徹底
- * 星空ガイド育成
- * 星空観測会・ツアー

(2) 星空公園の整備

「星空保護区」ダークスカイ・アイランドとして全島が「星空公園」となるため必要な整備を推進します。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村星空公園指定等に関し、必要な事項を定めることにより、優れた星空を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって村民の生活や動植物などへの環境保護の向上に資することを目的に、神津島村星空公園条例を、令和元年12月4日（条例第16号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 星空公園内の整備推進



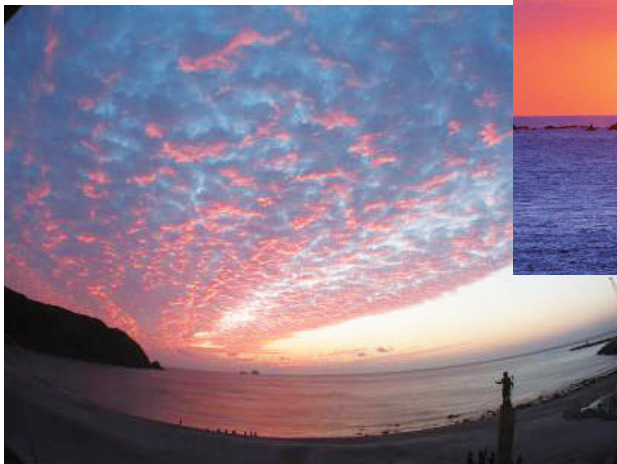
〔星空保護区認定証〕



〔星空〕



〔恩馳島の夕日〕



〔夕日〕

3 体験・滞在型観光の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 各種ツーリズムの充実

海、山、緑（農業）等の、本島の豊かな自然環境を活用した各種ツーリズムの充実を推進します。

また、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇を過ごすワーケーション（※「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語）の受け皿としての取組みを推進します。

さらに、エコツーリズム推進法に基づき、「エコツーリズム推進全体構想」の認定を目指し、（仮称）神津島村エコツーリズム推進協議会の整備を推進します。

【関連する条例等】

- * 神津島村民及び観光客の離島体験その他の行事に供するため、離島体験施設を設置し、その適正な管理運営等必要な事項を定めることを目的に、神津島村離島体験施設設置に関する条例を、平成29年9月12日（条例第13号）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 観光メニューの充実に向けた各種取組みの推進
- * 天上山登山ルート of 再整備
- * SNSやWEBサイトを活用した星空情報の発信強化
- * 村内のアニメ舞台、ロケ地を生かした来島促進
- * 釣りやダイビングを観光資源としたブルーツーリズムの推進

(2) 地域間交流の推進

佐久市（長野県）、渋川市（群馬県）、奥多摩町（東京都）、清瀬市（東京都）、埼玉県川口市・戸田市・蕨市との交流事業を推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 友好都市との交流事業の推進
- * 子供体験塾等の推進

4 観光まちづくりの推進



【施策（取組の方向）】

(1) 宿泊機能の強化

村内にある、ホテル、旅館、民宿等の減少を抑えるために負担軽減などの各種支援を行うとともに、多幸湾ファミリーキャンプ場の利便性の向上に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 自然緑地とスポーツ等を利活用した体験型簡易宿泊施設として、神津島村多幸簡易宿泊施設を設置することを目的に、神津島村多幸簡易宿泊施設条例を、平成 23 年 3 月 8 日（条例第 5 号）に定めています。
- * 特定の区域におけるキャンプ及び野宿を禁止することにより、キャンプ及び野宿を行う者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持することを目的に、神津島村キャンプ等禁止区域に関する条例を、平成 30 年 6 月 7 日（条例第 14 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * ホテル、旅館、民宿等の負担軽減などの維持支援
- * 多幸湾ファミリーキャンプ場の利便性の向上

(2) もてなしの環境づくり

体験・滞在型観光の島づくりの強化に向け、観光客や来訪者へのもてなし環境の向上を図るとともに、住民の意識の醸成に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 宿泊施設における担い手の確保支援
- * 地産地消料理提供の支援

(3) 神津島観光協会の強化

特定非営利活動法人（NPO 法人）である神津島観光協会による本島全体の観光オペレーション（誘客・PR、観光客の送迎・宿泊施設との連携・人的手配等フロント一元化、観光メニューの企画・充実等）力を向上し、観光立村の強化を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 観光コンシェルジュ機能の充実
- * 企画力強化に向けた支援

(4) 観光PRの充実

漁業、農業、観光関連団体、船舶・航空事業者、メディア等との連携により、インターネットやフェア、イベント、観光施設等での観光PRや観光情報の発信を継続・強化します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 島関連事業者との連携によるインターネット広告の充実
- * 観光PRの広域化（東海・中部・阪神圏等）の推進
- * まっちゃんれセンターとの連携によるPRの充実

第4節 商工業の振興

【現状と課題】

これまで本村は、商店や飲食店への支援、製造業者の経営基盤強化への支援を進めてきましたが、今後は後継者の確保や育成をさらに強化する必要があります。

そのため、神津島村商工会や商業組合との協力により、新規起業者の掘り起こしや育成を進めるとともに、新たな自主事業の推進や商工観光まつりの支援など、賑わいを創出する取組みの強化が必要です。

【目指す姿】

○多くの住民が商業（商店）や製造業が継承され活発になっていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 商業の活性化
- 2 製造業の育成と継承維持

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①新規起業者数 ※計画期間中の延べ件数	0件	2件
②商工業の活性化の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	4.4%	5%

1 商業の活性化



【施策（取組の方向）】

(1) 商業環境の整備

観光パンフレットやインターネットによる観光客や住民への情報提供、事業融資等、島内にある商店や飲食店への支援を推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*商店、飲食店への支援の充実

(2) 商業関連団体との連携

神津島商工会や商業組合との連携により、こうづしま商業謝恩祭を開催するとともに、事業者等の自主事業の実施を支援します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*イベント等企画・開催への支援
*商工観光まつりへの支援

2 製造業の育成

【施策（取組の方向）】



(1) 製造業の経営基盤強化

村内製造業者の経営基盤の強化に向けた支援を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 製造業者への支援の充実
- * 後継者づくりへの支援

(2) 工業関連団体との連携

神津島村商工会との連携により、後継者対策の支援に取り組みます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 後継者づくりへの支援

3 起業化の支援

【施策（取組の方向）】



村内での新たな起業希望者への相談や支援を行います。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 起業化相談窓口の強化

第3章

安心と希望に満ちた健康・福祉の島づくり

第1節 健康づくりの推進

【現状と課題】

本村では、住民の健康づくりのため、保健センター事業の充実に努め、また、母子保健サービス、成人・高齢者保健サービス、健康づくり事業、食育の推進、精神保健サービスといった保健事業を推進しており、今後もその充実に努める必要があります。

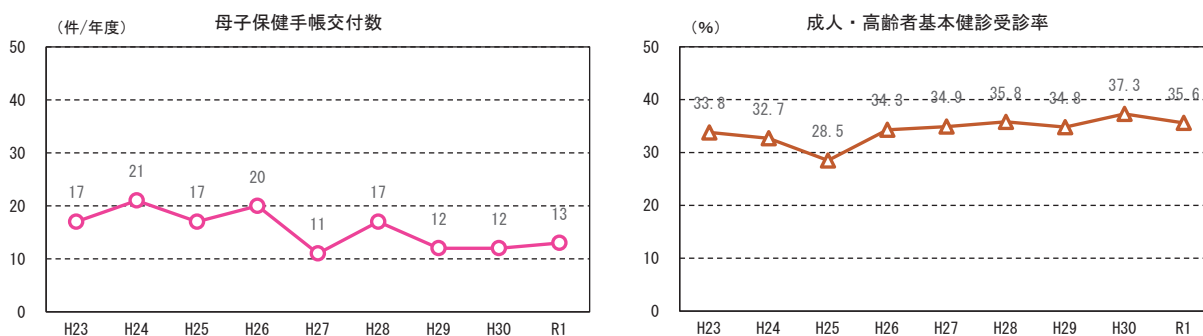
また、生活習慣病が原因で重症化するケースが多いことから、保健事業を強化しながら重症化を予防するとともに、職域との連携を図りながら、さらに効果的な実施が必要です。

高齢者のひきこもり対策として「いくばあ会」を推進していますが、高齢者が増える中、より多くの高齢者の参加が求められます。

食による健康づくりに向け、本村では食育推進計画に基づき、地域と連携し、健康な食生活によるライフステージに沿った食育を推進していますが、各種教室や講習会の積極的な開催により、住民の食による健康づくりの意識を高めることが必要です。

併せて、保健師、栄養士の安定的な確保も必要であり、積極的な確保対策を進めることが必要です。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が健康な生活を送っていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 健康づくり推進拠点の充実
- 2 保健事業の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①基本健診受診率	35.6%	50.0%
②健康づくり推進拠点への満足度 ※次回住民アンケート調査で設定	—%	50.0%
③保健事業の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	16.5%	30.0%

1 健康づくり推進拠点の充実



【施策（取組の方向）】

(1) 神津島村保健センターの整備と機能の充実

住民の健康づくりを支援する神津島村保健センターの施設整備を必要に応じて行うとともに、病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある住民に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる理学療法の充実に向け、機材・機器の充実を図ります。

〔関連する条例等〕

- * 村民の健康保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、神津島村保健センターを設置することを目的に、神津島村保健センター条例を、昭和60年3月15日（条例第4号）に定めています。
- * 神津島村における村民の健康づくりを積極的に推進し、村民の健康増進と疾病予防について行政、医療関係者、地域住民との連携・調節を図りながら総合的な協議を行う場として、神津島村健康づくり推進協議会を設置することを目的に、神津島村健康づくり推進協議会設置要綱を、平成19年4月1日（訓令甲第6号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 理学療法の充実に向けた機材・機器の充実
- * 神津島村保健センター施設（建物）のメンテナンスの実施

(2) 保健師、栄養士の確保

保健師や栄養士の確保に向けて、退職者の再雇用を行うとともに、島出身者への資格取得の支援や島外者への支援を行うことにより、保健師や栄養士の本村への就業意向を喚起します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 保健師、栄養士の安定的な確保
- * 資格取得の支援

(3) 保健師の業務環境の改善

保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための国保データベース（KDB）システム等の活用により、保健師の業務負担の低減を図るほか、就業継続に向けた支援を行います。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 業務システムの充実による負担軽減の推進
- * 保健師の心のケアの推進

2 保健事業の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 母子保健サービスの充実

育児不安や負担感を抱える保護者の増加、親子のふれあいの減少、社会性が育ちにくい子どもの増加、発達障害や不登校・ひきこもりの増加等の問題が発生しないよう、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育つためのサービスの充実に努めます。

【関連する条例等】

- * 神津島村において、関係機関、関係団体等からなる「母子保健連絡協議会」を設置し、村内における母子保健、医療、福祉施策を推進するための体制整備、母子保健計画の策定について意見を聴き、もって母子保健施策の効果的な推進に資することを目的に、神津島村母子保健連絡協議会設置要綱を、平成14年9月1日（訓令甲第8号）に定めています。
- * 乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的に、神津島村乳幼児の医療費の助成に関する条例を、平成5年9月10日（条例第21号）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 母子健康手帳の交付
- * 両親・母親学級の開催
- * 妊産婦・乳幼児健診の実施
- * 母子相談・訪問事業の実施
- * 予防接種の実施

(2) 成人・高齢者保健サービスの充実

生活環境の改善や医療の進歩などにより平均寿命が延びている一方で、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病が増加しており、成人や高齢者の健康づくりや疾病予防に向けたサービスの充実に努めます。

【関連する条例等】

- * 神津島村の健康づくりは、食生活の基盤である口腔内の健康づくりが重要と考え、各関係機関との連携強化を図り、乳児からのむし歯予防、学童期、成人期、高齢期など各ライフステージにあわせた歯科保健に取り組み、生涯自分の歯で食べることの大切さを伝え、口腔内の健康について個々それぞれが考え行動できるよう意識の向上を目的に、神津島村歯科保健からの健康づくり事業実施要綱を、平成25年8月21日（要綱第7号）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 健康相談・訪問事業の実施
- * 高齢者等への口腔ケアの充実
- * 福祉まつりへの支援
- * 大学等との連携

(3) 健康づくり事業の推進

ヘルスプロモーションの考えに基づき、住民一人ひとり、また地域全体が主体的に健康づくりに取組むとともに、神津島村保健センター、診療所等の医療機関、職域、行政などとの連携により、住民の健康づくりを推進します。

〔関連する条例等〕

- *健康寿命の延伸を目的に、各年代にあわせた健康づくりに重点をおき、生活習慣病予防、体力づくり、健康意識の向上を目指し住民が自発的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを目的に、神津島村健康づくり事業実施要綱を、平成25年8月21日（要綱第6号）に定めています。
- *神津島村における村民の健康づくりを積極的に推進し、村民の健康増進と疾病予防について行政、医療関係者、地域住民との連携・調節を図りながら総合的な協議を行う場として、神津島村健康づくり推進協議会を設置することを目的に、神津島村健康づくり推進協議会設置要綱を、平成19年4月1日（訓令甲第6号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *健康づくり事業の実施
- *認知症対策の推進

(4) 食育の推進

著しく変化する社会環境を背景に食の多様化が進み、肥満や糖尿病、高血圧症など、生活習慣病の抑制を図るため、健康に配慮した食環境づくりや、自然環境との調和を考えた食育を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *食育への継続的な意識づけ
- *伝承料理講習会等の実施

(5) 精神保健サービスの推進

精神保健上の問題への対応や、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因の低減を図ることにより、住民の心の健康づくりを推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *精神障害者保健福祉手帳の交付
- *専門相談事業や家族サポート事業の実施
- *自殺対策の推進
- *自立支援（精神通院）医療費の助成

(6) 感染症対策の推進

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症発生に対応して、水際・検疫、健康監視、接触機会の低減、医療体制の構築、住民生活対策等、国や都との協力体制の整備を推進します。

〔関連する条例等〕

* 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。)第 37 条において読み替えて準用する特措法第 26 条の規定に基づき、神津島村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的に、神津島村新型インフルエンザ等対策本部条例を、平成 27 年 3 月 10 日(条例第 3 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 感染症予防の意識づけ

* 感染症対策の充実



〔福祉まつり〕



〔母子保健事業(ヨガ教室)〕

第2節 医療の推進

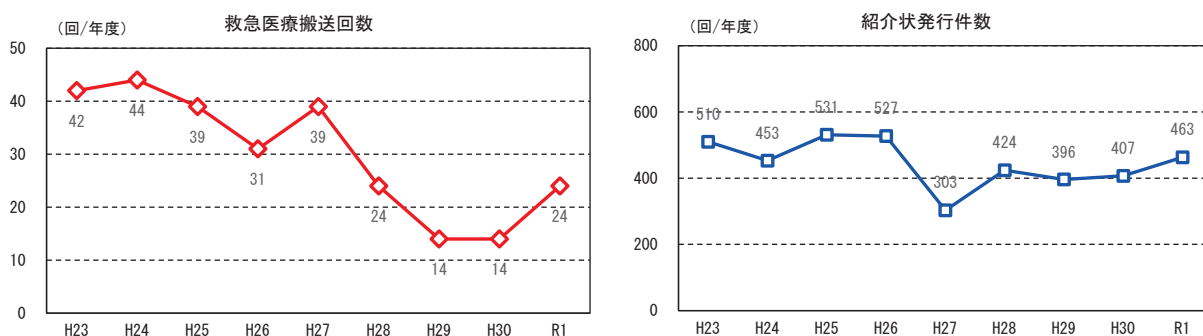
【現状と課題】

本村では、神津島村国民健康保険直営診療所の医療サービスの充実により、早期発見・早期治療を推進するとともに、医師等専門職の安定確保に努め、診察室、病床に非常電源設備を整備しました。今後は、3大疾病の早期発見ができるよう、関連機材の整備及び透析医療機器の更新と活用が必要となっています。

また、島外からの派遣医師による専門診療を推進していますが、診療科目の充実と、都立病院等と連携したヘリコプターによる緊急患者搬送体制の強化も必要です。

さらに、診療所の医療体制を充実するため、島外からの医師、看護師の安定確保に努めています。また、地域医療振興協会、へき地医療支援機構等との連携を強化する必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が安心できる医療が提供できていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

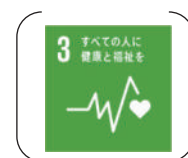
目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 医療拠点の充実
- 2 医療の充実
- 3 国民健康保険制度の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
②医療拠点の充実への満足度 ※次回住民アンケート調査で設定	—%	40.0%
③医療の充実への満足度 ※次回住民アンケート調査で設定	—%	40.0%



1 医療拠点の充実

【施策（取組の方向）】

(1) 国民健康保険直営診療所の整備と機能の充実

住民に必要な医療を提供する診療所の施設整備を必要に応じて行うとともに、医療器材や機器の定期的な更新を行い、必要な医療機能の確保を図ります。

〔関連する条例等〕

- *国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 1 項の規定により、診療施設を本村 1,009 番地-1 に置くことを目的に、神津島村国民健康保険直営診療所条例を、昭和 32 年 9 月 12 日(条例第 13 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *国民健康保険直営診療所施設(建物)のメンテナンスの実施
- *機材・機器の充実

(2) 医師、看護師の確保

都のへき地医療支援計画に基づき、東京都へき地医療対策協議会や、医師や看護師を派遣する各種組織との連携により、必要な医師や看護師の確保に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *医師、看護師派遣施設との連携

(3) 医師の業務環境の改善

本島に派遣されている医師向けの住宅の整備を行います。

また、都のへき地医療支援計画に基づき、へき地医療拠点病院である都立広尾病院を結んでいる画像電送システムの遠隔読影及びWeb会議の機能を活用した、症例検討や情報交換を行えるよう、医療業務の充実を支援します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *医師サポートシステムの充実
- *派遣医師向け住宅の整備

2 医療の充実



【施策（取組の方向）】

(1) 専門診療の推進

島外からの派遣医師により、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、精神・心療内科等の専門診療の充実に努めます。

また、臨床心理士による心理相談の充実や、住民健診時における歯科健診を行い、予防歯科の充実に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 専門診療（眼科、耳鼻咽喉科、精神・診療内科皮膚科、整形外科）の充実
- * 歯科検診の充実

(2) 緊急医療体制の強化

都立広尾病院との連携による画像電送システムによる診療支援等、医師の支援体制の充実に努めます。

また、休日・夜間における急病診療を実施するとともに、緊急時の連絡体制の充実に努めます。

【主な事業・取組み等】

- * 休日急病診療の維持
- * 緊急連絡体制の充実
- * 都立広尾病院との連携強化

(3) 効率的な医療事務の推進

医療事務の効率化に向けて、電子カルテの導入・活用を推進するとともに、医療事務専門職の確保を図ります。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 電子カルテの導入と活用
- * 医療事務職員の確保

3 国民健康保険制度の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 保険税の適切な徴収

国民健康保険税の徴収を確実に進めるとともに、保険料納付困難者に対しては、保険税の軽減や減免措置を講じます。

また、必要に応じて滞納者には督促状の送付、あるいは有効期限付きの短期保険証を交付し、保険税納付意識の醸成に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 国民健康保険制度の啓蒙活動
- * 督促状・短期保険証等の発行

(2) 都との連携による保険事業の推進

広報、ホームページ、CATV自主放送等で国民健康保険制度についての周知・啓発を図るとともに、特定健診の受診率の向上に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 国民健康保険税納付意識の向上に向けた広報活動の推進

(3) 保険事業費の適正化

メタボリックシンドロームに該当する人やその予備軍を減少させるため、特定健康診査を定額負担で受診するよう働きかけるとともに、保健指導（特定保健指導）の実施に努め、併せて医療費の適正化に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 特定健診定額有料化の実施



〔診療所〕



〔保健指導の様子〕

第3節 子育て支援の推進

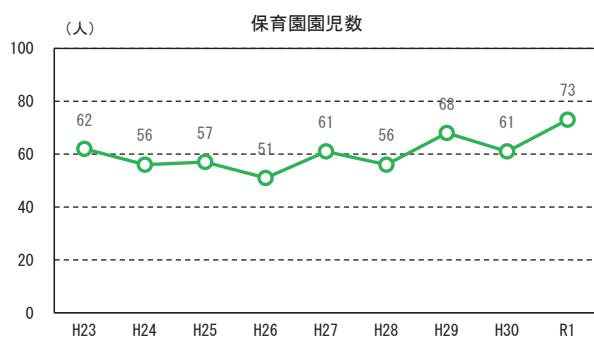
【現状と課題】

本村では、安全で安心な保育園施設を維持するために、施設の定期的な更新を図っていますが、事故の無い環境づくりに向け、施設の整備を進めるとともに、保育士等の安定確保に努める必要があります。

また、保育園での保育サービスを充実するとともに、子ども家庭支援センター事業を推進しつつ、必要なサービスの提供に努める必要があります。子ども家庭支援センターでは、保護者のリフレッシュや急病時、継続的就労形態の家庭を支援しており、その充実に努める必要があります。

子育て家庭の経済的負担の軽減に向け、本村では、村内保育所に通う就学3年前までの児童の保育料を村が負担しているとともに、村内の神津高等学校在学生の医療費自己負担額を無料化していますが、今後も継続することにより、子育て支援及び福祉の増進を図る必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が子育てに優しい島と感ずること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 保育事業の推進
- 2 子育て支援の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①保育園園児数	73人	42人
②保育事業の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	23.8%	30.0%
③子育て支援事業の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	24.8%	30.0%

1 保育事業の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 保育園施設の整備

安全な環境で保育を実施できるよう、保育園施設の整備を計画的に進めるとともに、様々な園児を受け入れやすい施設の整備を推進します。

〔関連する条例等〕

- * 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。)を保護し、その健全なる育成を図るため保育所を設置することを目的に、神津島村児童福祉施設条例を、昭和61年3月12日(条例第10号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 保育園施設の適切な管理
- * 園庭の雨水対策及び排水設備の整備

(2) 保育サービスの充実

保育料の無料化を継続するとともに、保護者の労働又は疾病などによる保育に欠ける児童の保育を適切に行い、児童の家庭環境にも幅広く対応できるよう、3年保育を推進します。

また、児童の人数にあった保育内容を取り入れるとともに保育サービスの充実に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 保育園無償化の継続
- * 3年保育の通年維持の推進
- * 受け入れ対象園児の拡充

(3) 幼児教育の推進

園児の主体的な活動が確保されつつ、豊かな教育及び保育の環境の創造を図るとともに、小学校における教育との円滑な接続に配慮した幼児教育を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 幼保機能の強化
- * 小学校との連携強化

(4) 専門職の確保

保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援ができる態勢を取れるよう、保育士等の確保に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 安定的な保育士の確保

2 子育て支援の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 子育て支援事業の推進

子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、神津島村子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種支援サービスを実施するとともに、住民ニーズに対応した取組みを推進します。

〔関連する条例等〕

- * 児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることを目的に、神津島村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、平成27年3月10日(条例第12号)に定めています。
- * 児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第25条の2第1項に基づき設置する神津島村要保護児童対策地域協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的に、神津島村要保護児童対策地域協議会設置要綱を、平成20年7月1日(要綱第11号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 子育て支援事業の充実
- * 住民ニーズに対応した子育て支援計画の見直し

(2) 補助金の支給・助成

児童手当の支給や医療費の助成を行い、本村の全ての子どもが健やかに成長するように支援します。

〔関連する条例等〕

- * 義務教育就学期にある児童を養育しているものに対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的に、義務教育就学児の医療費の助成に関する条例を、平成19年9月11日(条例第13号)に定めています。
- * 神津島村内高等学校在学生の保護者に対し当該高校生の医療費の一部を助成することにより、高校生を養育する者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援及び福祉の増進を目的に、神津島村内高等学校在学生の医療費の助成に関する条例を、平成27年3月10日(条例第2号)に定めています。
- * ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的に、神津島村ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を、平成元年12月16日(条例第30号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 児童手当の支給
- * 子ども医療費等の助成
- * 出産特別助成制度等の運用
- * 神津高等学校在学生への医療費の助成

(3) 神津島子ども家庭支援センター事業の推進

住民が地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭及び子どもの健全な育成を支援するとともに、適切な支援サービスの提供に努めます。

〔関連する条例等〕

- *地域において、子育て家庭及び18歳までの子供の健全な育成を支援及びサービスの調整等を行う神津島村子ども家庭支援センター事業の実施について必要な事項を定め、住民が安心して子供を産み育てることができる家庭環境及び子供が健やかに成長し、自立できる環境の形成を図ることを目的に、神津島村子ども家庭支援センター事業実施要綱を、平成20年5月28日（訓令甲第10号）に定めています。
- *神津島村子ども家庭支援センター事業及び運営に関し協議するため、神津島村子ども家庭支援センター運営協議会を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的に、神津島村子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱を、平成27年3月6日（要綱第6号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・一時預かり事業
- ・遊びの広場
- ・ブックスタート事業
- *子育て相談機能の充実
- *ファミリーサポート事業の実施に向けた取組みの推進



〔保育園（外観）〕

第4節 高齢者福祉の推進

【現状と課題】

本村では、高齢者の生きがい活動として、老人クラブの活動を支援しています。近年、高齢者の交流事業として、高齢者バスハイキングへの関心が高いことから、社会福祉協議会との連携により、さらに推進する必要があります。

併せて、高齢者が就業によって自己実現ができるよう、シルバー人材センター事業の支援を継続して進める必要があります。

また、高齢者福祉サービスとして、配食サービスを推進するとともに、日常生活用具給付・貸与事業、送迎サービス、緊急通報システムの整備を強化する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が高齢者に優しい島と感ずること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 高齢者福祉サービスの充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①バスハイキング参加者数	53人	60人
②生きがいづくり事業の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	16.5%	20.0%
③高齢者福祉サービスの推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	14.1%	20.0%

1 生きがいつくりの推進



【施策（取組の方向）】

(1) 生きがい活動や交流事業の推進

高齢者が健康で生き生きとした生活を営めるよう、生きがいを見出せる取組みを推進するとともに、心と体の健康を維持する支援を行います。

また、社会福祉法人神津島村社会福祉協議会と連携して、島内を巡る交流事業等の実施により、引きこもらず社会とのつながりを保つ支援を行います。

〔関連する条例等〕

- * 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神津島村生きがい健康センターを設置し、高齢者の生きがいと健康づくりの推進のための拠点として、施設及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的に、神津島村生きがい健康センター設置及び管理等に関する条例を、平成 15 年 3 月 13 日（条例第 7 号）に定めています。
- * 神津島村の老人に対し、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を与え、もって老人福祉の増進に寄与するための施設として老人福祉館(よたね会館)を設置することを目的に、神津島村老人福祉館設置等に関する条例を、昭和 50 年 1 月 30 日（条例第 9 号）に定めています。
- * 社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)第 56 条第 1 項の規定に基づき、神津島村の区域内で社会福祉事業を行う社会福祉法人に対する資金の助成の手続に関し、必要な事項を定めることを目的に、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を、平成 4 年 12 月 16 日（条例第 14 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・バスハイキングの実施
- ・敬老会の開催
- ・介護予防の充実

(2) 就業支援の強化

公益社団法人神津島村シルバー人材センターと連携して、社会参加の意欲を持つ高齢者のために、希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者が持つスキルを積極的に活用できる支援を行います。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * シルバー人材センター登録者の拡充
- * 民間事業者との住み分けによる活動の強化

2 高齢者福祉サービスの充実



【施策（取組の方向）】

(1) 食事サービスの提供

一人暮らしの高齢者世帯に定期的な配食サービスを実施することにより、高齢者の健康への配慮と見守りを行います。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 独居高齢者への配食サービスの継続
- ・ 独居高齢者安否の確認と関連機関との連携強化

(2) 介護保険外サービスの充実

高齢者の介護予防と生活支援に向け、本村独自の支援サービスを充実するとともに、安心して生活できるよう緊急時に連絡が取れるよう緊急通報システムの整備を推進します。

また、社会福祉法人神津島村社会福祉協議会と連携して、日常生活用具の支援や送迎サービス等を提供するほか、民生・児童委員等と連携し、見守り活動の充実に努めます。

【関連する条例等】

* 神津島村及び東京都が一体となって高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、神津島村高齢者緊急通報システム事業運営要綱を、平成19年4月1日（訓令甲第10号）に定めています。

* 長期にわたって居宅において臥床している高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具等を給付、又は貸与することにより、その福祉の推進を図ることを目的に、神津島村高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱を、平成6年4月1日（村長決定）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 高齢者見守りサービス(安否確認)の実施
- ・ 一人暮らし高齢者象世帯への『非常食セット』の配布
- ・ 高齢者困りごと支援サービスの実施

第5節 介護保険事業の推進

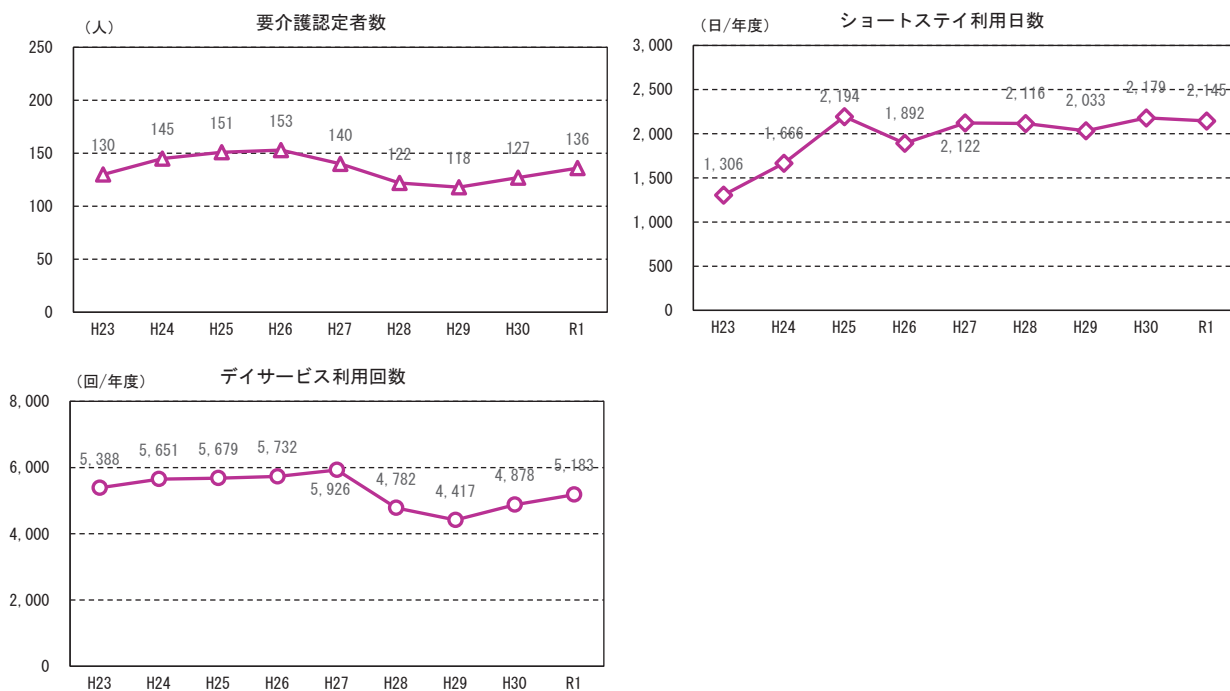
【現状と課題】

本村では、地域包括支援センターの介護予防サービスの充実や、特別養護老人ホーム事業、デイサービスセンター事業等の介護サービスの充実に努めており、サービスの維持を図る必要があります。また、生活支援ハウスの新たな活用を進める必要があります。

また、ホームヘルプサービス、居宅介護支援事業等の在宅サービスを推進しており、その維持に努めるとともに、デイサービスセンター事業として、デイサービスと高齢者機能訓練の充実を図る必要があります。

地域包括支援センターでは、相談・指導、高校生の校外実習（特別養護老人ホーム）も支援していますが、高齢者の権利擁護、包括的・継続的マネジメントを推進しており、その充実が必要となっています。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が老後を安心して暮らせると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 介護サービスの提供
- 2 介護予防サービスの充実
- 3 医療介護連携の強化

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①デイサービス利用回数	5,183回	5,200回
②介護予防サービスの推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	11.1%	20.0%

1 介護サービスの提供



【施策（取組の方向）】

(1) 特別養護老人ホーム事業の充実

自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームの充実に努めるとともに、高齢者のショートステイへの対応や、各種生活支援や日常生活が営めるよう回復訓練を支援します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・受け入れ機能の確保
- ・入居者の機能低下抑制に向けたサービスの充実

(2) デイサービスセンター事業の充実

要介護認定を受けた高齢者が、自宅での生活を続けられるよう、社会的孤立感の解消や認知症予防を図るとともに、介護者（家族）の身体的・精神的負担の軽減を図るため、デイサービス（通所介護）の充実に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・デイサービス活用の促進
- ・あしたば体操の実施

(3) 居宅介護サービスの充実

社会福祉法人つつじ会神津島やすらぎの里との連携により、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等、自宅で介護が必要な高齢者への介護サービスの充実に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *ホームヘルプサービスの提供
- *居宅介護支援の実施

2 介護予防サービスの充実



【施策（取組の方向）】

(1) 地域包括支援センター事業の充実

神津島村地域包括支援センターとの連携により、地域で暮らす高齢者が自立的に健やかな生活を送るため、介護保険事業の各種サービスの充実に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
・ 地域ケア会議の充実

(2) 生活支援ハウスの充実

社会福祉法人つつじ会神津島やすらぎの里との連携により、一人暮らしの高齢者が生活できる部屋を提供（貸与）し、必要に応じ施設職員が日常生活の援助を行う生活支援ハウスの運営支援を行います。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
・ 生活支援ハウスの維持

3 医療介護連携の強化



【施策（取組の方向）】

神津島村国民健康保険直営診療所、歯科医院、薬局等との連携により、在宅の高齢者や認知症の住民について、医療・介護関係機関と情報共有を図るとともに、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の強化に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 医療・介護関係機関との連携と支援の充実

第6節 障害者（児）福祉の推進

【現状と課題】

本村では、通所訓練所の地域活動支援センターへの移行、ショートステイの整備とともに、グループホームの誘致を実施し、支援に努めています。

今後も、障害者（児）が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害者（児）のニーズに合わせ各連携機関と協力して事業の充実に努める必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が障害者（児）と健常者がとともに生活していると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 自立生活の支援
- 2 障害者（児）施設の充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①地域における自立生活の支援への満足度 ※住民アンケート調査結果	10.7%	15.0%
②障害者（児）施設の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	14.6%	20.0%

1 自立生活の支援



【施策（取組の方向）】

(1) 自立生活支援サービスの充実

神津島村障害者自立支援協議会と連携し、障害者の福祉向上（相談支援事業の運営計画や実績・困難事例の対応・地域連携体制の構築等）を推進します。

また、障害を持つ住民や難病を患う住民が、地域で自立して生活することができるよう、各種サービスの提供に努めます。

〔関連する条例等〕

- *障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条の規定に基づき障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的に、神津島村地域生活支援事業実施要綱を、平成 20 年 12 月 16 日（要綱第 13 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・自立生活の実現に向けた各種サービスの充実と提供
- *生活介護の推進
- *障害者家族の支援（相談機能の充実や休息確保の支援）

(2) 心身障害者医療費助成制度への理解促進

重度の心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が医療費（保険診療分）の自己負担の一部を助成する心身障害者医療費助成制度への理解を促進するとともに、制度への申請が必要な身体障害者手帳や愛の手帳の取得を支援します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *障害者家族への助成制度への理解促進
- *身体障害者手帳や愛の手帳の取得支援

愛の手帳

知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分される。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

2 障害者（児）施設の充実



【施策（取組の方向）】

(1) グループホームの運営支援

平成 30 年度に島外事業所によるグループホームの設置が実現し、村内で障害者に自立した生活の場が提供されました。運営・財政面で障害者の日常生活への支援を行います。

〔関連する条例等〕

*グループホーム又はケアホームに入居している障害者に対し、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行うグループホーム等の家賃の一部を助成することにより、障害者の地域社会における自立を支援することを目的に、神津島村障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱を、平成 22 年 6 月 30 日（要綱第 2 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・グループホームの維持支援

(2) 地域活動支援センターの運営支援

NPO 法人潮彩の会神津島村地域活動支援センターと連携し、就労を希望する障害者に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う通所施設の充実に努めるとともに、障害者や高齢者が社会参加の機会を確保し、生きがいを持って生活できるよう支援します。

〔関連する条例等〕

*住民参加による地域福祉活動を促進し、地域社会の福祉に寄与するため、特定非営利活動法人潮彩の会に対し、その活動に要する経費の一部として、この要綱に定めるところにより補助金を交付し、もって社会福祉の増進に資することを目的とするを目的に、特定非営利活動法人潮彩の会運営費補助金交付要綱を、平成 26 年 12 月 4 日（要綱第 9 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *通所訓練所機能の充実
- *利用者負担の軽減化の支援

第7節 地域福祉の推進

【現状と課題】

本村では、福祉関係団体との連携・協力体制の強化に努めていますが、今後はさらに地域コミュニティの情勢と連携による地域福祉の推進を強化する必要があります。

また、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う自立支援相談事業の周知と適正運用を図りながら、困窮状態から早期に脱却することを支援しており、その強化にも努める必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が地域福祉への意識の高い島と感ずること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

1 地域福祉推進体制の充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①地域福祉推進体制の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	3.9%	6.0%

1 地域福祉推進体制の充実

【施策（取組の方向）】



(1) 支え合いネットワークの充実

全ての住民が地域において生きがいのある生活を営めるよう、社会福祉法人神津島村社会福祉協議会や保健・医療関係団体、その他福祉関係団体との連携・協力体制を強化します。

また、地域コミュニティの醸成により、本島における地域の福祉への意識向上に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 地域福祉意識の醸成

* 地域コミュニティでの取組みの充実（要保護者への支援等）

(2) 生活困窮者への支援

生活困窮者に対する適正な支援を行うとともに、各種相談や自立に向けた生活支援を行います。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 生活保護の適正運用

* 自立支援相談の充実

(3) 生活環境・基盤の充実

地域の安全や青少年の健全育成、及び高齢者の生活安全に関する環境整備の向上に向け、神津島村生活安全推進懇談会との連携により、安全で安心な生活環境の維持・向上に努めます。

〔関連する条例等〕

* 神津島村生活安全推進懇談会の職務、組織その他懇談会の運営に関し、必要な事項について定めることを目的に、神津島村生活安全推進懇談会規約を、平成 15 年 9 月 22 日（訓令甲第 7 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 神津島村生活安全推進懇談会による取組みの充実



〔生きがい健康センター〕

第4章

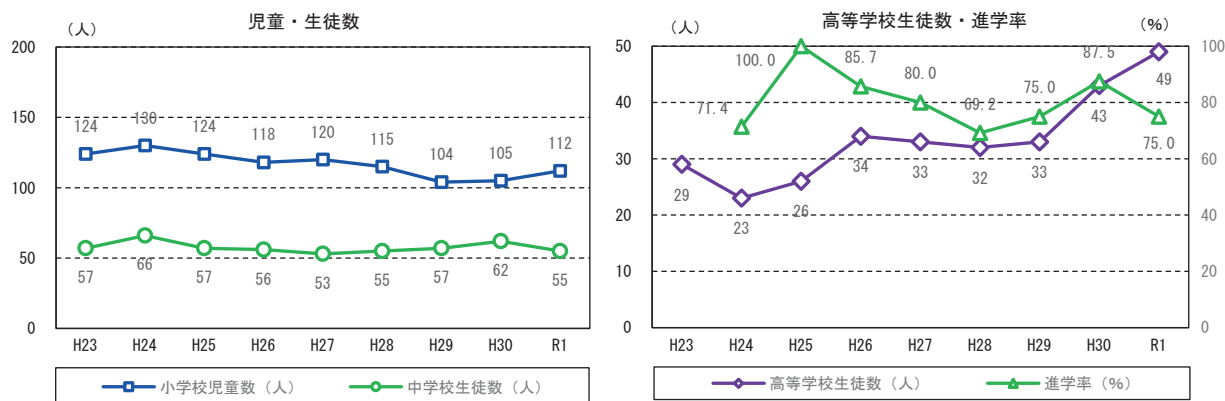
教育環境が整い創造性が広がる生涯学習・文化の島づくり

第1節 確かな学力を育む教育の推進

【現状と課題】

本村では、幼児教育、義務教育、高校教育を推進し、確かな学力の定着に努めるとともに、将来の児童・生徒数の減少を踏まえて、小中高連携教育を推進してきましたが、今後子ども達の包括的な学力の向上とそのための環境の充実が必要です。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が児童生徒の学力が伸びていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 教育課程の充実
- 2 多様な学びの場づくり

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①義務教育の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	12.1%	30.0%

1 教育課程の充実



【施策（取組の方向）】

(1) 包括的な学力の向上

新学習指導要領に基づく基礎学力の向上に向け、神津島村授業基本モデルを定め、小学校・中学校で共通に実践します。

また、児童・生徒が知識や見識を深めるため、読書習慣の定着を図る取組を継続します。

〔関連する条例等〕

- * 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることを目的に、神津島村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、平成26年12月9日(条例第17号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 新学習指導要領に基づく基礎学力の向上
- * 読書週間の定着
- * 学習機会の確保

(2) 指導方法の工夫と改善

加配（補助）教員、補助講師を活用して徹底した少人数指導を実施するとともに、校種間の連携を密にし、内容とレベルの一貫性を目指した教育の実現を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * オープンスクール化の検討
- * 少人数学級への対応

2 多様な学びの場づくり



【施策（取組の方向）】

(1) 学習環境の多様化

国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒へのタブレットの提供を行うとともに、学習部の開設、しま小屋の実施により授業以外の学びの場づくり等、多様な学習機会の提供を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 学習機材を活用した教育の推進

第2節 豊かな心を育む教育の推進

【現状と課題】

本村では、虐待・いじめ・不登校等への対応のほか、特別支援学級（通級学級）等学習援助と機会の保障、保護者負担の軽減、学習機会の確保に努めているとともに、スクールカウンセラーの派遣による教育相談・指導の推進や、学校運営連絡協議会の活用を図っています。

今後は、子ども達が他者への思いやりの意識を持つとともに、いじめや不登校の未然防止に努める必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が情緒豊かな児童生徒が増えていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 道徳性・社会性の醸成
- 2 いじめや不登校の未然防止

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①いじめ発生件数	0件	0件

1 道徳性・社会性の醸成



【施策（取組の方向）】

(1) 思いやり精神の育成

道徳性・社会性の育成を重視し、思いやりの心の醸成に向け、道徳教育推進事業等を積極的に取り入れ、児童・生徒の心の成長を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*思いやりのある児童・生徒の育成

2 いじめや不登校の未然防止



【施策（取組の方向）】

(1) 個の見守りの強化

児童・生徒の変化を見逃さず、子ども達が抱える問題の早期発見と早期対応が可能となるよう学校態勢を整えます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*スクールカウンセラーの派遣

(2) 保護者や地域機関との連携

本村の小規模コミュニティの利点を生かし、保護者、地域関係機関との連携を推進することにより、地域全体で児童・生徒を見守れる体制を確立します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
*地域全体での、児童・生徒の見守り意識の醸成

第3節 確かな体を育む教育の推進

【現状と課題】

本村では、子ども達の健康の向上に向け、様々な取り組みを進めていますが、健康教育の充実を図るとともに、食育の充実を図る必要があります。

また、近年、大きな問題となっているアレルギー疾患への対応の強化を図るとともに、体力の向上に努める必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が児童生徒の体力が向上していると感じること。

【前期基本計画での取り組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 健康の維持
- 2 体力の向上

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①運動場等の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	21.8%	35.0%

1 健康の維持



【施策（取組の方向）】

(1) 健康教育の推進

児童・生徒の健康の維持に向けて、健康教育を推進するとともに、毎年の健康診断、スクールカウンセラー等の人材を活用し、児童生徒の心身の健康を増進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 児童生徒への健康教育の充実

(2) 食育の推進

食育事業等を通じ、食の重要性に対する理解を深めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等
* 学校での食育の推進

(3) アレルギー疾患対応の強化

教職員の中で情報共有を十分に行い、アレルギー疾患対応に向けたチェック体制に万全を期すことにより、事故の防止に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*アレルギー疾患事故防止の徹底

2 体力の向上

【施策（取組の方向）】



(1) 体力向上の強化

スポーツ教室等を実施し、児童・生徒の体力向上を図ります。

〔関連する条例等〕

*神津島村立学校の水泳指導のため、神津島村立学校プールを設置することを目的に、神津島村立学校プール設置条例を、平成20年6月13日（条例第14号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕

*プールの給水施設の改修

*プール施設の改修

(2) 調整力向上の推進

コーディネーショントレーニング等を通じ、児童・生徒の体の調整力向上に向けた取組を推進します。

〔主な事業・取組み等〕

*コーディネーション地域拠点校への参加



〔食育〕

第4節 児童・生徒の学びを支える環境づくり

【現状と課題】

本村では、小・中学校の校舎・体育館等の改修、空調設備の整備を計画的に推進し、また、児童や生徒数の減少により空いた普通教室を、特別教室や特別支援学級等に活用しているとともに、無線LANによるインターネット環境の整備等学校環境を充実してきました。

また、学校施設は耐震改修が完了していることから、校舎の改修や空調の設置といった学校施設・設備を整備するとともに、地域コミュニティの核として、学校の地域拠点化を推進しています。

今後は、情報教育環境の充実を進めるとともに、地域と連携した子ども達を島全体で育てる環境づくりを推進する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が学校施設が充実していると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 教育環境の整備
- 2 地域ぐるみでの教育活動の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①児童・生徒への端末整備率	46.7%	100.0%
②学校施設の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	10.7%	30.0%

1 教育環境の整備



【施策（取組の方向）】

(1) 学校施設・整備等の推進

学校長寿命化計画等に沿って計画的な施設や設備の機能の維持・向上を行い、円滑な学校運営と児童・生徒の安全確保を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *校舎等の改修、グラウンドの整備
- *空調設備の整備
- *図書室環境の充実
- *運動場の芝生の適正管理

(2) ICT環境の整備

GIGAスクール構想により整備したICT機器、パソコン教室機器の有効活用及び計画的な更新を行い、児童生徒の学習環境維持を図ります。

〔関連する条例等〕

- *神津島村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則(平成12年神津島村規則第1号)に基づき、神津島村立学校におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めることを目的に、神津島村立学校におけるインターネットの利用に関する規程を、平成15年9月1日(教委訓令第3号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *ICT機器等の充実

2 地域ぐるみでの教育活動の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 学校と地域の連携・協働

地元住民や芸能保存会、太鼓の会等の各種団体との連携を図り、地域ぐるみでの教育支援を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *地域と連携した総合学習の推進
- *学校運営連絡協議会の活用
- *家庭における教育環境の充実

第5節 誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり

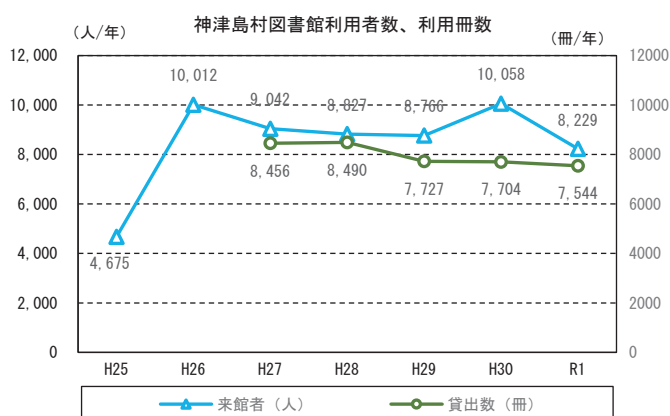
【現状と課題】

本村では、村営図書館を核に生涯学習機会を提供してきましたが、今後は小学校高学年の希望者を対象とした高レベルの学習機会提供拡大を図ります。

また、地元高校生と連携した、しま小屋補支援員制度などを計画します。

子どもから高齢者までが生涯学習や生涯スポーツに積極的に参加する環境づくりを推進するとともに、そのためのソフトやコンテンツの充実を進めます。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が様々な学びの機会があると感じることを。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 多様な学習活動やスポーツ活動の環境整備
- 2 多様な学びや活動機会の提供

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①生涯学習環境の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	20.3%	40.0%
②生涯学習機会の提供への満足度 ※住民アンケート調査結果	8.2%	30.0%

1 多様な学習活動やスポーツ活動の環境整備



【施策（取組の方向）】

(1) 多様な活動を支える環境整備

特定分野に縛られない活動を支援するため、幅広く島内外から講師等を招聘し、児童・生徒の意欲向上を図ります。

また、使用備品等の整備・補助を行います。

〔関連する条例等〕

* 神津島の産業及び社会教育の振興、生活改善の推進、スポーツの振興、保健及び福祉の増進、生活便益の確保等多目的総合施設として神津島開発総合センター及び附帯施設を設置することを目的に、神津島開発総合センター設置及び管理等に関する条例を、昭和 58 年 3 月 19 日（条例第 3 号）に定めています。

* 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、神津島村図書館を設置することを目的に、神津島村図書館設置条例を、平成 24 年 3 月 7 日（条例第 3 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 生涯学習グループの活動拠点の確保
- * スポーツクラブの活動経典の確保
- * スポーツ大会等の推進
- * C A T V 自主放送の活用

(2) 村民活動の連携強化

地域内の団体等との交流、事業提案を行い地域活動への参加、地域の一員であることへの理解を促します。

〔関連する条例等〕

* 青少年教育の振興のため、神津島村に青少年委員をおくことを目的に、神津島村青少年委員の設置に関する規則を、昭和 40 年 6 月 23 日（教委規則第 1 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 他地域との交流事業の推進
- * 総合開発センター（研修施設、体育館、テニスコート等）の活用
- * 生きがい健康センター（研修施設）の活用
- * まっちゃんれセンター（離島体験・交流施設）の活用
- * 多目的広場の整備
- * 金長運動公園の整備
- * 学校開放の活用
- * 村民参加型生涯学習の推進
- * 村民参加型スポーツ活動の推進
- * 指導者の育成、人材活用の推進
- * 伊豆七島リーグの推進

2 多様な学びや活動機会の提供



【施策（取組の方向）】

学校施設の開放や公共施設の開放を通じて、文化、スポーツ、学習活動の機会の確保を図ります。

また、各種交流事業の実施により、住民が多様な価値観と触れ、学べる環境づくりを推進します。

〔関連する条例等〕

- *スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員の委嘱に関し、必要な事項を定めることを目的に、神津島村スポーツ推進委員に関する規則を、昭和 37 年 5 月 28 日（教委規則第 2 号）に定めています。
- *本村における社会教育振興のため、神津島村立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で村民に開放することについて必要な事項を定めることを目的に、神津島村立学校施設の開放に関する規則を、平成 3 年 2 月 18 日（教委規則第 1 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 学校開放の推進
- * 図書館運営体制の確立
- * 図書館司書の育成・確保
- * 図書収集システムの検討
- * 姉妹都市との交流の推進
- * 他島との交流の推進



〔総合開発センター〕



〔図書館〕

第6節 文化の継承と創造

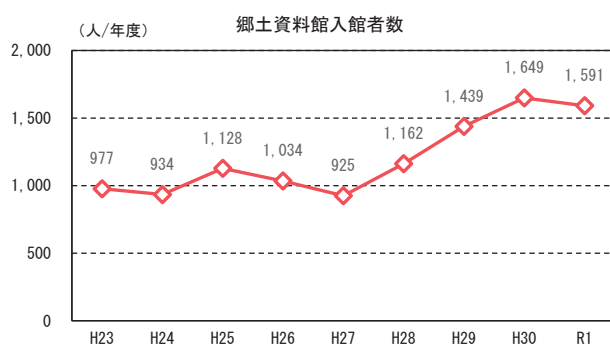
【現状と課題】

本村では、郷土資料館（新館及び旧館）の整備や、古民家の復元といった生涯学習施設の整備による歴史・文化環境の充実に努めています。また、埋蔵文化財、伝統・文化の保護等島らしい歴史・文化の継承にも努めています。

本村は、何度かの大火で歴史的な資料のほとんどを失いましたが、その中で残った貴重な文化資源の保存にも努めています。

今後は、本村の文化の保存・継承だけでなく、新たな文化の創造や、島文化の発信を進める必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が文化が大切にされていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 文化の継承
- 2 文化の創造と発信

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①郷土資料館入館者数	1,591人	2,000人
②歴史・文化環境の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	6.8%	15.0%

1 文化の継承

【施策（取組の方向）】



(1) 伝統文化の再認識の促進

郷土資料館の活用や文化財の観察・活用等を行い、本島の良き伝統文化の継承を図ります。

〔関連する条例等〕

- * 歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して村民の利用に供し、その教養・学術、及び文化の発展に寄与するため神津島村郷土資料館の設置を目的に、神津島村郷土資料館条例を、昭和 53 年 3 月 23 日（条例第 6 号）に定めています。
- * 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。）第 98 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号。）第 4 条第 1 項の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、神津島村の区域内に存するものうち、村にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的に、神津島村文化財保護条例を、平成 6 年 9 月 26 日（条例第 16 号）に全面改正し新たに定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 郷土資料館での展示内容の充実
- * 郷土資料館利用の促進
- * 埋蔵文化財保護の推進
- * 島出身の近代作家作品群の保存
- * お堂・祠、観音様、参道の保全

2 文化の創造と発信

【施策（取組の方向）】



(1) 地域に根差した文化活動の推進

他地域との交流等、新たな文化芸術に触れるとともに、地域に根差した新たな文化の推進を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 島の文化継承の支援

(2) 島文化の発信

本島の文化を広く発信します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 古民家の活用
- * 島の伝統文化体験の観光メニュー化の推進

第7節 子育て支援と教育活動の連携

【現状と課題】

本村では、小学生の放課後受入れ（学童クラブ事業）を行い、保護者が働きやすい環境づくりを進めるとともに、村独自の奨学金制度の充実に努めています。

学生寮（男女）の整備も完了したため、今後は離島留学生の最大定員を男子8名、女子6名の計14名に拡大します。

図書館で実施中のしま小屋事業と連携し、基礎学力の向上をめざします。

【目指す姿】

○多くの住民が連携教育が充実していると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 児童・生徒の支援
- 2 離島留学生の受入

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①離島留学生受入人数	11人	14人



〔郷土資料館〕



〔スキー教室〕

1 児童・生徒の支援



【施策（取組の方向）】

(1) 放課後学童クラブの運営支援

放課後学童クラブの運営を継続し、家庭及び児童の支援を行います。

〔関連する条例等〕

*児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることを目的に、神津島村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、平成27年3月10日(条例第11号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*放課後児童クラブの実施

(2) 奨学金制度の充実

就学支援としての奨学金制度の拡充を行います。

〔関連する条例等〕

*本村に居住する者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等専門学校若しくは高等学校又は同法第82条の2に規定する専修学校に在学し、心身健全にして、かつ経済的理由により修学困難な者に対して修学に必要な学資金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的に、神津島村奨学資金貸付条例を、平成5年3月16日(条例第16号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*奨学金制度の充実

2 離島留学生の受入



【施策（取組の方向）】

(1) しらすな寮の運営

離島留学制度の核となる学生寮の安定運営を図ります。

〔関連する条例等〕

*都立神津高等学校に進学する島外生徒に対し入寮できる施設として、神津島村学生寮を設置することを目的に、神津島村しらすな寮設置条例を、平成30年3月7日(条例第1号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*島外生徒の受け入れ

第8節 安全な給食の提供

【現状と課題】

本村では、学校での食育の充実と併せ、給食センターの安定的な運営に努めるとともに、衛生管理に留意し、安全な給食の提供を行っています。

今後は、安全・安心な給食の提供を図るとともに、地産地消をさらに充実することにより、食育との連携を強化する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が安全で美味しい給食が提供されていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

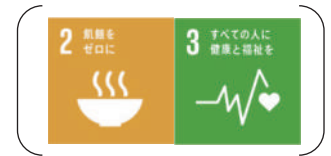
- 1 給食センターの安定運営
- 2 地産地消の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①学校給食の充実への満足度 ※住民アンケート調査結果	19.4%	40.0%

1 給食センターの安定運営



【施策（取組の方向）】

(1) 施設・機器の更新

給食提供の安定を図るため、機器のメンテナンス、定期更新を図ります。

〔関連する条例等〕

* 神津小学校及び神津中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として神津島村立学校給食共同調理場を設置することを目的に、神津島村立学校給食共同調理場設置条例を、昭和 41 年 3 月 25 日（条例第 9 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 給食センターの改修

(2) 衛生管理の維持・向上

安全安心な給食維持のため、異物混入防止等の安全確保に万全を期します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 安全防止体制の強化

2 地産地消の推進



【施策（取組の方向）】

海産物や農作物等、地元産食材の活用を図り、地産地消を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 島内食材の安定確保



〔給食センター〕

第5章

人と自然が共生する安全で快適に暮らせる島づくり

第1節 水資源、環境保全の推進

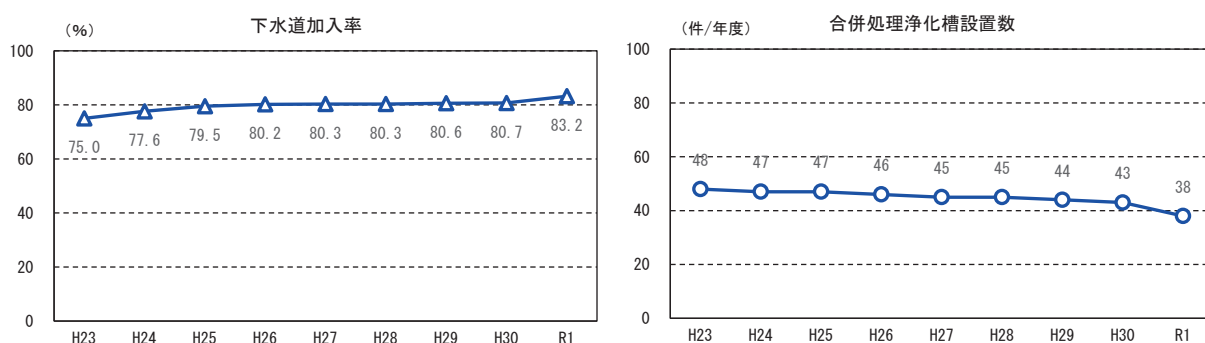
【現状と課題】

本村では、生活用水の安全確保に向け、老朽化が進む配水池を更新するとともに、水道施設の整備を推進しています。

また、環境保全に向け、下水処理を推進するための集落排水処理場が整備され、現在は計画的に下水道幹線の点検及び更新を行っています。併せて、集落排水処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を継続して推進しています。

今後は、水源施設の計画的な改修を進めるとともに、下水道施設の整備による環境保全の強化を図る必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が島の水が守られていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 生活用水の安定供給
- 2 下水処理の推進
- 3 火葬場の管理

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①下水道加入率	83.2%	86.0%
②生活用水の安全供給への満足度 ※住民アンケート調査結果	43.7%	60.0%
③下水処理の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	39.3%	55.0%

1 生活用水の安定供給



【施策（取組の方向）】

(1) 水資源の確保

本村に6か所ある水源を定期的に調査し、適切に管理するとともに、老朽化が進む水源施設の計画的な改修を図ります。

〔関連する条例等〕

* 神津島村の区域内において地下水等の採取の適性化を図ることにより、水資源を保全し、もって飲料水を確保し、住民福祉の増進に寄与することを目的に、神津島村水資源の保護に関する条例を、平成2年9月28日（条例第9号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 1号井改修工事設計業務
- * 島内水源の計画的改修

(2) 配水池の整備

大沢配水池の耐震化を進めるとともに、配水池との連絡管の整備を推進します。

また、本村では地下水のくみ上げにより水資源を確保しており、老朽化が進む配水池のポンプや計量設備等の更新及び増設を図るとともに、緊急時に非常用発電機が稼働するよう燃料の確保に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- ・ 大沢配水池築造建設事業
- * 大沢配水池の更新
- * 配水池連絡管の整備
- * ポンプ、計量設備等の更新と増設の推進

(3) 簡易水道の整備

前浜地区、多幸湾地区、沢尻地区、鯖崎地区の4地区にある簡易水道の給水区域において、老朽化した配水給水管の改善を進めます。

〔関連する条例等〕

* 神津島村簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的に、神津島村簡易水道給水条例(昭和32年神津島村条例第5号)の全部を、平成10年3月24日（条例第7号）に改正しています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 配水給水管の計画的な改修

(4) 農業用水の確保

農業用水の安定的な確保に向け、村内道路に沿って敷設している農業用水路の整備を進めます。

また、農業用水等に係る計画を作成し、村内農業の振興に向けた整備を推進します。

〔関連する条例等〕

* 神津島村の農業の振興を図るため、必要な農業用水施設の設置、使用料、その他の供給条件並びに適正な給水の保持について必要な事項を定めることを目的に、神津島村農業用水施設の設置等に関する条例を、昭和 60 年 3 月 15 日（条例第 5 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 農業用水の安定確保

2 下水処理の推進

【施策（取組の方向）】



(1) 下水道の整備

島内の新設家屋の建築に対応し、下水道幹線の整備を進めるとともに、雨水の下水道への混入を防ぐよう対策を進めます。

また、生活排水による周辺海域の水質改善を図るためにも、集落排水処理施設整備区域内での管渠接続への加入を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 下水道幹線の整備

* 下水道接続の促進

* 雨水対策の検討

(2) 集落排水処理場の整備

住民の 3 倍近くの受け入れが可能な、負荷変動に対応できる「膜分離活性汚泥方式」という処理方法を採用する農業集落排水処理場の維持、保全を図ります。

〔関連する条例等〕

* 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神津島村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めることを目的に、神津島村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を、平成 14 年 12 月 17 日（条例第 23 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 集落排水処理場の維持、保全

(3) 汚泥の処理

神津島村清掃センターで焼却処理している、神津島村農業集落排水処理施設から搬出される脱水汚泥の減量化を推進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*効果的な汚泥処理の検討

(4) 集落排水処理区域外での汚水処理の推進

農業集落排水処理施設整備区域外にける合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、汲取り処理の改善を推進します。

なお、農業集落排水処理施設整備区域内での未処理施設については、合併処理浄化槽の整備等を促進します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*合併処理浄化槽の設置促進

*し尿処理の推進

3 火葬場の管理

【施策（取組の方向）】



(1) 火葬場の整備

火葬場の老朽化に応じた修繕及び改修を行うとともに、適切な管理・運営に努めます。

〔関連する条例等〕

*住民の福祉と環境の向上を目的とするため、神津島村火葬場設置及び管理条例を、昭和 55 年 3 月 10 日（条例第 3 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*火葬場の適切な管理・運営

(2) 火葬場施設の充実

火葬場の利用者の利便性を高めるため、必要な施設の整備及び充実に努めます。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

*火葬場トイレ改修工事

第2節 資源循環型ごみ処理の推進

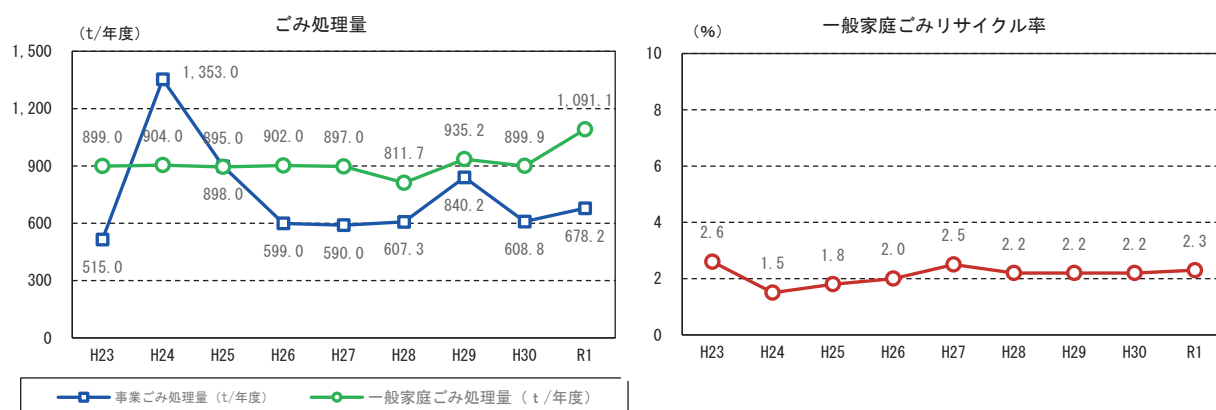
【現状と課題】

本村のごみ排出量は、東京都内でも特に排出量が多いため、環境学習の推進と併せ、ごみの分別収集を徹底しているほか、一般家庭生ごみなどの堆肥化等によりごみの発生を抑制するとともに、その減量化を推進しています。

また、事業ごみは各種法制度の整備で大きく減少したものの、建築廃材の廃棄量が多いため、村の木チップ加工機でチップ化を推進しています。

そして、清掃センター（ごみ焼却場）と資源リサイクルセンター（粗大ごみ処理場）の更新、一般廃棄物安定型処分場等の整備を進め、資源循環型社会の形成に努めていますが、清掃センターの長期的な利用が必要となっていることから、今後はさらに3R（リデュース、リユース、リサイクル）を強化することが必要です。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が多くのごみを発生させない生活を送っていると感じること。

【前期基本計画での取り組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 3Rの推進
- 2 廃棄物処理の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①一般家庭ごみリサイクル率	2.3%	5.2%
②ごみの発生抑制、減量化の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	7.8%	30.0%
③廃棄物処理施設の整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	11.6%	30.0%

1 3Rの推進



【施策（取組の方向）】

(1) ごみ分別の徹底

不燃ごみの分別をさらに強化するとともに、広報やチラシの配布により、住民のごみの分別に対する意識の醸成を図ります。

そのため、関係機関や団体等との連携により、小学生に対する処理施設の見学や、環境学習を推進します。

【関連する条例等】

- *家庭から排出される廃パーソナルコンピュータ(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)第2条第10号及び第2条の3第7号の規定により指定された者が扱うものを除く。)を処理するため、省令第2条第2号及び第2条の3第2号に規定される村長の指定(一般廃棄物再生利用業の指定。)に関する必要な事項を定めることを目的に、神津島村家庭から排出される廃パーソナルコンピュータに係る一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を、平成15年9月24日(要綱第8号)に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *ごみ分別収集への住民意識の醸成
- *不燃ごみ処理への意識の醸成

(2) 事業ごみの減量化と再利用の推進

島内の事業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称、廃棄物処理法)」に則り適切にごみ処理を行うよう啓発を続けるとともに、島内で処理できない事業ごみの処理体制や処理ルート維持に努めることにより、事業系不燃ごみの島外での適正処理を推進します。

【関連する条例等】

- *本村における適正な廃棄物の処理及び清掃について定め、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図ることを目的に、神津島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例を、平成4年12月18日(条例第18号)に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *事業者の廃棄物処理法の厳守の周知
- *建築廃材等の活用促進
- *事業系不燃ごみの島外適正処理の推進

(3) 一般家庭ごみの減量化と再利用の推進

一般家庭でのごみの減量化に向けて、生ごみコンポストの購入を促進することによるごみの堆肥化を進めるとともに、品目が増加する資源ごみのリサイクルの推進を図ります。

また、廃棄物の安定5品目(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類)を、安定型処分場で適切に処理できるよう取り組みます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- *一般家庭ごみ堆肥化の推進
- *資源ごみリサイクルの推進
- *安定品目埋立処理の推進

2 廃棄物処理の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 清掃センターの延命化

現在利用している清掃センターを令和17年（2035年）まで活用するために、適切な維持管理に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

・ 清掃センター施設整備補修工事

(2) リサイクル施設の整備

島内ではリサイクルできる品目に限りがあるため、島外に搬出する必要があるダンボールや紙類の回収やリサイクルを含め、東京都や他の伊豆諸島の島々、及び処理業者とともに環境整備を進めることによりごみの減量化を目指します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 古紙リサイクル回収拠点の整備

(3) 大島管理型最終処分場の活用

焼却灰や処理後の煤塵を大島一般廃棄物管理型最終処分場に搬出する循環型ごみ処理システムを活用し、適切な処理を維持するよう努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

* 大島管理型最終処分場の適切な使用



〔ごみ収集の様子〕



〔清掃センター〕

第3節 災害に強い島づくりの推進

【現状と課題】

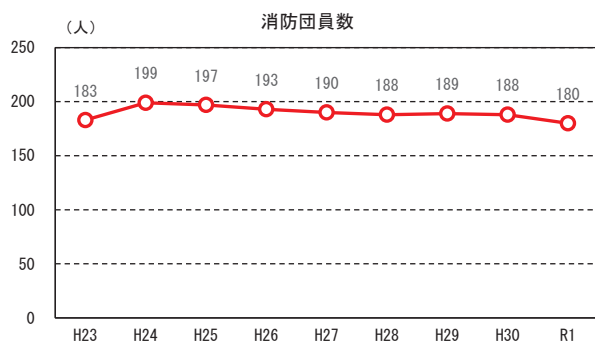
本村では、地域防災や治山・治水の推進により、災害に強い島づくりを推進しています。そのため、被害想定、ハザードマップなどを踏まえ、地域防災計画の定期・随時見直しを推進するとともに、防災意識の普及・啓発を進めています。

また、治安・防犯対策を推進するとともに、消防力の充実に向け、女性消火隊の編成や消防団員の定員確保に努めています。

併せて、水槽付消防ポンプ自動車の配備等消防団の機材を充実するとともに、訓練の充実に支援しています。

今後は、防災を含めた減災対策の充実に努める必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が自然災害への対策が進んでいると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 地域防災の推進
- 2 治山・治水の推進
- 3 消防力の充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①消防団員数	180人	条例定数確保
②地域防災の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	8.7%	60.0%
③治山・治水の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	12.1%	60.0%



1 地域防災の推進

【施策（取組の方向）】

(1) 防災対策の推進

地域防災計画を定期的又は随時適切に見直すことにより、災害を発生させないよう各地域の整備・強化を推進します。

また、防災関係機関や地域の住民と連携し、災害に強い防災コミュニティづくりを推進します。

〔関連する条例等〕

- * 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、神津島村防災会議の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的に、神津島村防災会議条例を、昭和 48 年 10 月 2 日(条例第 13 号)に定めています。
- * 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。)第 23 条第 7 項の規定に基づき、神津島村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的に、神津島村災害対策本部条例を、昭和 38 年 7 月 1 日(条例第 9 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 地域防災計画の定期・随時見直しの推進
- * 防災意識の普及・継続
- * 防災関連機関との連携の推進
- * 地震計ネットワークづくりの推進
- * 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の適切な管理と運用

(2) 減災対策の推進

大地震や大規模な風水害が発生した時に、大きな災害とならないよう、住民の日常生活における取組みを推進するとともに、緊急時に対応した取組みについて全島的な対策を推進します。

〔関連する条例等〕

- * 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 18 条第 4 項の規定に基づき、神津島村地震災害警戒本部に関し、必要な事項を定めることを目的に、神津島村地震災害警戒本部条例を、平成 14 年 9 月 27 日(条例第 17 号)に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 国土強靱化対策の推進
- * 防災コミュニティづくりの推進
- * 防災行政無線の充実
- * 自然災害時における避難場所の周知

(3) 防災訓練の充実

住民の災害に対する意識を高めるため、実践的な防災訓練を実施するとともに、都との合同による総合防災訓練を定期的実施します。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 実践的な防災訓練の推進
- * 総合防災訓練（都との合同訓練）の推進

2 治山・治水の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 土石流対策の推進

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の適切な管理を行うとともに、土石流の流路に対して護岸や河道の整備を推進します。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 土石崩壊危険区域の管理
- * 土石流流路の整備（護岸、河道等）

(2) 砂防、治山対策の推進

流紋岩質の岩石からなる神津島では、表層剥落型と表層すべり型の斜面崩壊の危険性があるため、砂防施設の整備と急傾斜崩壊対策の充実に努めます。

また、砂浜の維持・保全に向け浸食対策を推進するとともに、森林の保全・整備による治山対策の強化に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 砂防施設の整備
- * 急傾斜崩壊対策の充実
- * 砂浜の維持・保全、浸食対策の推進
- * 森林の保全と整備の推進

3 消防力の充実



【施策（取組の方向）】

(1) 消防組織の運営強化

空港消防所の人的体制の維持・充実に努めるとともに、通報受診体制の強化を継続的に進め消防力の強化に努めます。

また、消防団員の条例定数確保を図るとともに、狭隘な道路の多い本村の消防活動が機敏に対応できるよう、必要な機材の整備と消防訓練の充実に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村における消防の充分なる発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、消防委員会の設置を目的に、神津島村消防委員会条例を、昭和 25 年 9 月 1 日（条例第 44 号）に定めています。
- * 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。）第 15 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域について、神津島村消防団の設置等に関する条例を、昭和 48 年 10 月 2 日（条例第 14 号）に定めています。
- * 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 6、第 15 条の 7 及び第 15 条の 8 の規定に基づき神津島村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について、神津島村消防団条例を、昭和 54 年 6 月 26 日（条例第 12 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 通報受信体制の強化
- * 救急車無線の整備
- * 消防団の定員確保と訓練の充実

(2) 消防施設の整備

消防団分団詰所の改修を進めるとともに、詰所の統合により非常備消防の強化に努めます。

また、村内の消防水利と消火栓の適切な管理を行います。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 消防団分団詰所等の改修
- * 消防団への機材の配置と仕様訓練の実施
- * 消防水利の点検
- * 消火栓の管理の徹底

(3) 火災警報器の設置推進

戸建住宅や、自動火災報知設備が付いていない共同住宅に設置が義務付けられている、住宅用自動火災警報器の設置を強化・促進します。

〔関連する条例等〕

- * 消防法(昭和 23 年法律第 186 号。)第 9 条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第 9 条の 2 の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第 9 条の 4 の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について並びに法第 22 条第 4 項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、神津島村における火災予防上必要な事項を定めることを目的に、神津島村火災予防条例を、平成 6 年 9 月 27 日 (条例第 19 号) に全面改正し、新たに定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 住宅用自動火災報知器設置の促進



〔消防出初式〕



〔消防団詰所〕

第4節 環境・協調の島づくりの推進

【現状と課題】

本村では、犯罪の無い安心して暮らせる島づくりを推進しているとともに、公共施設の省エネルギー対策といった地球温暖化対策を推進しています。そして、広報、ホームページ、CATV自主放送を活用し、村民への美化意識の啓発を図るとともに、天上山の定期的なごみ清掃、道路・公園等の美化活動を推進しています。

また、住民との協働・連携により、本村への移住促進に向け、新規就労への支援や空き家のコーディネート、住まいの受入体制の確保等、Iターン・Uターン・Jターン等が村を移住先として選んでもらうためのサポートを推進するとともに、村内全域の空き家の利活用と危険空き家対策に努めています。

そして、地域おこし協力隊の誘致・採用を進め、農業・漁業・観光・教育分野等への幅広い人的底上げを図っています。

【目指す姿】

○多くの住民が安全に生活できていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 治安・防犯対策の推進
- 2 地球温暖化対策の推進
- 3 景観の保全と自然保護及び美化の推進
- 4 人づくりの推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①治安・防犯対策の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	16.0%	60.0%
②地球温暖化対策の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	2.9%	50.0%
③空き家対策への満足度 ※住民アンケート調査結果	5.4%	60.0%

1 治安・防犯対策の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 防犯コミュニティづくり

犯罪のない島づくりに向け、住民の安全意識の向上を図るために地域の防犯コミュニティの充実に努めます。

〔関連する条例等〕

* 神津島村にかかわるすべての人々が相互に協力して生活の安全意識の向上を図るため、生活の安全確保及び犯罪防止に向けた自主的な取り組みを推進するとともに、生活安全環境の整備を行うことにより、安全で住みよい神津島村の実現に資することを目的に、神津島村生活安全条例を、平成 15 年 9 月 17 日（条例第 16 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 防犯意識の醸成
- * 防犯活動の充実

(2) 防犯対策関連組織との連携

防犯協会、交通安全協会、区長会、民生委員協議会、青少年委員、神津島母の会、小学校 P T A、中学校 P T A、高等学校 P T A、保育園父母の会等、神津島村生活安全推進懇談会を組織する各団体との連携を強化し、防犯対策を推進します。

〔関連する条例等〕

* 神津島村生活安全推進懇談会の職務、組織その他懇談会の運営に関し、必要な事項について定めることを目的に、神津島村生活安全推進懇談会規約を、平成 15 年 9 月 22 日（訓令甲第 7 号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 神津島村生活安全推進懇談会構成組織との連携
- * 交通安全対策の推進

2 地球温暖化対策の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 省エネルギー対策の推進

村内公共施設の省エネルギー対策を推進するとともに、導入している電気自動車の活用により省エネルギーに対する住民意識の向上を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 村内公共施設での省エネルギー対策の推進

(2) 自然エネルギー活用の推進

太陽光パネルを設置しそこから得られる自然エネルギーで電気自動車に充電をするステーション（島内3か所）の活用を推進するとともに、本村の景観に配慮しながら村内におけるソーラー発電の設置を図ります。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 自然エネルギー活用意識の醸成
- * 景観に配慮したエネルギー活用の推進

3 景観の保全と自然保護及び美化の推進

【施策（取組の方向）】



(1) 良好な景観づくりの推進

神津島村修景美化審議会と連携して、本村の良好な景観や風景を形成するためのガイドラインに沿って、美しい景観の保護・保全に努めます。特に道路沿道の景観整備に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 島内のすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽を行うことによって、島内の修景を図り、もって神津島村の美化を推進することを目的に、神津島村修景美化条例を、平成19年3月12日（条例第10号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 景観ガイドラインに基づく事業の推進
- * 道路沿道の計画・風景づくりの推進

(2) 自然保護及び美化活動の推進

本島の豊かな自然や希少な動植物の保護に努めます。

また、住民の美化意識の醸成に向けて、適正な美化活動を進めるとともに、住民との協働により本村の緑化等を推進します。

〔関連する条例等〕

- * 自然の保護と回復及び適正な利用、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、村民をはじめ神津島への来訪者が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的に、神津島村自然保護条例を、平成19年3月12日（条例第8号）に定めています。
- * 神津島に生息する希少動植物の保護を行い、神津島の豊かな自然とともに人間と共存し将来に継承することを目的に、神津島動植物の保護に関する条例を、平成19年3月12日（条例第9号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 生物多様性の確保
- * 住民の美化意識と美化活動の推進
- * 緑化等の推進

4 人づくりの推進



【施策（取組の方向）】

(1) 移住の促進

本島に住むことに魅力を感じている他の地域に居住する人達が、移住できるよう各種制度の充実、受け入れ態勢の拡充を図ります。

また、本村のホームページや公的な移住サイト等を積極的に活用し、より一層の情報提供と移住の促進に努めます。

- * 神津島村の空き家バンクを利用した空き家の売買又は賃貸借を促進するため、改修等、除却又は伐採を行う費用に対し、村が、予算の範囲内において、その一部を助成する「神津島村定住化対策事業交付金」について必要事項を定め、もって、村内の空き家の利活用による移住・定住を推進し村の活性化を目指すことを目的に、神津島村定住化対策事業交付金交付要綱を、平成29年2月10日（要綱第2号）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 他地域からの移住促進PRの強化

(2) 空き家対策の推進

定住していない島内の家屋や、今後発生が見越される空き家の把握に努めるとともに、空き家バンクへの登録を積極的に促進し、多くの家屋が活用されるよう取組みを推進します。

〔関連する条例等〕

- * 神津島村における空き家の有効利用を通じて住宅を必要とする神津島村への定住希望者及び神津島村民の住宅確保を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めることを目的に、神津島村空き家バンク制度実施要綱を、平成29年2月10日（要綱第1号）に定めています。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 空き家バンクの充実
- * 空き家所有者からの相談対応の強化

(3) 地域おこし協力隊の誘致

地域おこし協力隊の募集を継続するとともに、各種の地域協力活動を支援しつつ、本島での定住・永住につながるよう、受け入れ環境の充実に努めます。

【主な事業・取組み等】 「・」は主な事業、「*」は取組み等

- * 地域おこし協力隊の積極的誘致
- * 地域おこし協力隊への生活支援（相談等）の充実
- * 地域おこし協力隊への独立支援金の支給

第6章

健全で開かれた行財政運営の島づくり

第1節 行財政改革の推進

【現状と課題】

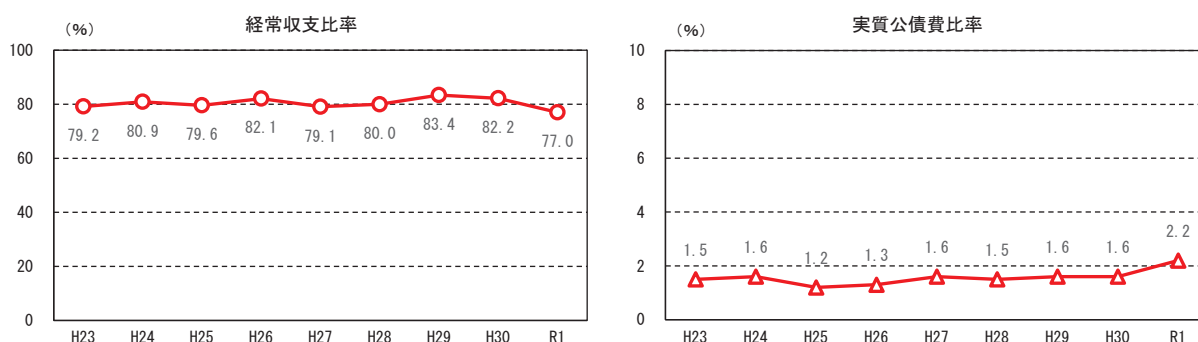
本村では、行財政改革大綱等に基づき、事務事業の再編、整理、廃止、統合を進めるとともに、定員管理等により合理化、効率化を推進しています。

また、よっちゃんれセンター、温泉レストラン等の公的施設を民間に委託し、利用者に対する質の高いサービスの提供を図るとともに、利用者の増加や地産・地消の推進に取り組んでいます。

また、総人口や生産年齢人口減による税収減、地方交付税の減額等に対応するため、職員の再任用を奨励し仕事の効率化と人件費の抑制に努めています。

今後は、さらに一層、組織運営の効率化や財政の健全化を進める必要があります。

【データ等】



【目指す姿】

○多くの住民が信頼できる行政運営が行われていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 行政運営の効率化
- 2 適切な組織運営の推進
- 3 財政の健全化

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
①経常収支比率	77.0%	約80.0%
②実質公債費比率	2.2%	5.0%
②事務事業の見直しへの満足度 ※住民アンケート調査結果	3.9%	30.0%



1 行政運営の効率化

【施策（取組の方向）】

(1) 事務事業の最適化

財政が秩序正しく運営され、歳入と歳出のバランスが保たれるよう、事務事業の再編、整理等を毎年度行い、事務事業の最適化を図ります。

併せて、補助金の交付について見直しを行うとともに、必要な補助金を必要とする取組みに対して行えるよう努めます。

【主な事業・取組み等】

- * 事務事業の再編、整理、廃止、統合の推進
- * 補助金交付の適正化

(2) 受益者負担の適正化

公平な行政運営を行うために、村が提供するサービスに対し適正な負担となるよう、常に見直しを図ります。

【主な事業・取組み等】

- * 施設利用料金やサービス料金の見直しと適正化の推進

(3) 民間委託等の推進

本村が行っている公的施設等の管理事務について民間委託を検討し、行政事務の効率化を図ります。

【主な事業・取組み等】

- * 管理事務の民間委託の推進

(4) 効率的な公共施設の管理・運営の推進

神津島村公共施設等総合管理計画に基づき、「公共施設の最適管理」（ファシリティマネジメント）の視点から、本村の公共施設の維持保全・整備を推進します。

また、体育館・テニスコートのスポーツ施設と、会議室や調理室などの施設を持ち、様々なイベントや教室を開催できる開発総合センターの維持・保全に努めるとともに、必要に応じて利用規約等の見直しを図ります。

【関連する条例等】

- * 神津島の産業及び社会教育の振興、生活改善の推進、スポーツの振興、保健及び福祉の増進、生活便益の確保等多目的総合施設として神津島開発総合センター及び附帯施設を設置することを目的に、神津島開発総合センター設置及び管理等に関する条例を、昭和 58 年 3 月 19 日（条例第 3 号）に定めています。
- * 神津島開発総合センター設置及び管理等に関する条例(昭和 58 年神津島村条例第 3 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、神津島開発総合センターの管理運営等に関し、必要な事項を定めることを目的に、神津島開発総合センター設置及び管理等に関する条例施行規則を、昭和 58 年 10 月 1 日（規則第 3 号）に定めています。

【主な事業・取組み等】

- * 庁舎の維持、保全の推進
- * 開発総合センターの維持、保全の推進

2 適切な組織運営の推進



【施策（取組の方向）】

(1) 政策立案、総合調整機能の充実

住民ニーズを適切にとらえ、本村の持続的な発展と地域の活性化に向けて必要な政策を積極的に推進するとともに、全庁横断的な対応により迅速な取組みを進めます。

【関連する条例等】

- * 神津島村の総合開発と振興を図るため附属機関として、神津島村総合開発審議会を置くことを目的に、神津島村総合開発審議会条例を、昭和 49 年 7 月 10 日（条例第 16 号）に定めています。

【主な事業・取組み等】

- * 住民ニーズの積極的な政策への反映
- * 住民ニーズに迅速に対応する組織運営の推進
- * 附属機関との連携の強化

(2) 職員採用・任用の適正化

職員の欠員補充や新卒者の採用を適切に行うとともに、雇用促進計画に基づき、障害者の雇用を進めます。

また、会計年度任用職員制度に基づき適切な任用を図ることにより、簡素で効率的な行政体制を実現します。

【関連する条例等】

- * 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 107 号)附則第 6 条の規定に基づき、職員の再任用(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。)について必要な事項を定めることを目的に、神津島村職員の再任用に関する条例を、平成 26 年 9 月 2 日（条例第 12 号）に定めています。

【主な事業・取組み等】

- * 新卒者採用システムの修正
- * 障害者雇用の推進
- * 会計年度任用職員制度の適宜見直し
- * 職員への手当ての見直しと適正化

(3) 職員能力の向上

行政サービスの向上に向け、職員に求められるスキルの習得を進めるため、職員研修を実施します。

また、公益財団法人東京都島しょ振興公社等への出向により、人材の活性化を図ります。

【主な事業・取組み等】

- * 職員研修の充実
- * 講師派遣による現地研修の推進
- * 島内にある各種団体とノウハウの共有化

3 財政の健全化



【施策（取組の方向）】

(1) 適切な予算管理の推進

限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう、経常的な経費の抑制を図るとともに、民間との連携により行政運営を推進します。

【主な事業・取組み等】

- * 経常経費の抑制
- * 人件費の抑制
- * 財政健全化指標を踏まえた財政運営の実行
- * 民間委託の推進

(2) 自主財源の確保

税の公平性の観点から、滞納整理による徴収率の向上を図るとともに、ふるさと納税等の制度を活用し、税収の増加を図ります。

【主な事業・取組み等】

- * 滞納整理の推進による税徴収率の向上と納税相談の強化
- * ふるさと納税の充実と促進



【神津島村議会】



【職員研修】

第2節 行政の情報化の推進

【現状と課題】

本村では、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報の一元化、セキュリティ強化を図るとともに、総合行政システムへの移行を推進しました。

また、デジタル化以降の防災行政無線の充実のため、移動局はトランシーバーと衛星携帯電話を利用した災害等発生時の連絡体制の確立を目指すとともに、随時更新される地震・津波関連予測データ等を踏まえ、津波避難計画を整備・改訂し、安全・安心の確保に努めています。

今後は、情報通信分野の技術革新に対応した本村の情報マネジメント力を強化するとともに、防災行政無線の更なる充実と活用を推進する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民に情報が充分提供されていると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 情報マネジメントの推進
- 2 防災行政無線の充実

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①情報化の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	3.9%	50.0%

1 情報マネジメントの推進



【施策（取組の方向）】

(1) 総合行政システムの推進

本村の電子自治体化をさらに進めるため、情報通信ネットワークシステムの急激な進歩に対応するとともに、業務システムの最適化を恒常的に図りつつ、各種システムの更新、及び庁内LANの整備と活用を推進し、住民サービスの向上に努めます。

〔主な事業・取組み等〕
* 総合行政システムの適切な運用

(2) 技術革新への対応

本村の情報化が超スマート社会への変化に対応するよう、技術革新が進む中で随時対応を図ります。

〔主な事業・取組み等〕
* 庁内施設の技術革新への随時対応

2 防災行政無線の充実



【施策（取組の方向）】

分かりやすく聞きやすい防災行政無線の運用に努めるとともに、広報車（移動局）による難聴地域への対応を推進します。

〔関連する条例等〕

* 神津島村における災害に関する情報の伝達及び収集を迅速かつ正確に行うとともに、平常時における一般行政通信業務を円滑に行い、住民の福祉増進に資することを目的として、神津島村防災行政無線通信施設及び消防用無線を設置することを目的に、神津島村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例を、昭和60年3月29日（条例第6号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕
* 不感地域解消の促進
* 技術革新の享受に向けた通信キャリアへの要請の実施



〔防災行政無線〕

第3節 協働推進体制の確立

【現状と課題】

本村では、村のホームページの充実やパブリックコメントの推進等広報・公聴システムを充実するとともに、条例に基づき情報公開を推進しています。

また、行政の情報公開、情報提供を推進するとともに、協働を推進するための制度や仕組みを確立することで、村民参加と協働・連携を推進しています。

今後は、村のホームページの更なる拡充を進めるとともに、住民への積極的な情報公開や情報提供等を推進することにより、住民参加と協働のまちづくりを推進する必要があります。

【目指す姿】

○多くの住民が島の活性化に向けて活動していると感じること。

【前期基本計画での取組みの展開】

目指す姿の実現に向け、前期基本計画では、

- 1 広報の充実
- 2 公聴の充実
- 3 情報公開の推進

の主要施策のもと、より良い島づくりを推進します。

【指標】

指標及び内容	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
①広報・公聴システムの整備への満足度 ※住民アンケート調査結果	17.0%	35.0%
②情報公開の推進への満足度 ※住民アンケート調査結果	6.8%	15.0%

1 広報の充実



【施策（取組の方向）】

(1) 村ホームページの充実

本村のホームページを定期的に刷新し、多くの住民が利用しやすい情報提供に努めるとともに、観光情報や地域産品等、島外の多くの人にアクセスされるよう努めます。

【主な事業・取組み等】
* 村ホームページの充実と適宜更新

(2) 広報「こうづ」の充実

重要な情報の伝達手段である広報「こうづ」の充実に努めるとともに、多くの住民に読まれる紙面づくりを推進します。

【主な事業・取組み等】
・ 広報「こうづ」発行事業

(3) コミュニティチャンネルの充実

住民や島内訪問者等に向けた充実した地域情報の発信のため、コンテンツの充実により視聴者の利便性の向上に努めます。

【関連する条例等】

* 神津島村住民の知識の向上と健全な娯楽施設の充実に計り併せて広報活動を推進するため、テレビ共聴施設並びに自主放送施設を設置することを目的に、神津島村テレビ共聴施設並びに自主放送施設設置条例を、昭和 48 年 6 月 29 日（条例第 9 号）に定めています。

【主な事業・取組み等】
* コミュニティチャンネルの充実



【議会だより】



【広報「こうづ」】

2 公聴の充実

【施策（取組の方向）】



(1) 公聴システムの充実

住民や島内訪問者の村への意見が記載される「ダンボの耳」を活用するとともに、多くの意見が提供されるよう、意見提供機会の充実を検討します。

〔主な事業・取組み等〕

- * 「ダンボの耳」の活用による住民意見等の把握

(2) 村民参加の推進

各種行政計画等の作成にあたっては、広く住民の意向等を反映するため、意見・情報・改善案などを求めるパブリックコメントを行うとともに、公聴会等の開催により直接的に住民意見の把握に努めます。

また、行政運営に住民がより多く参加できるよう、情報提供の拡充に努めるとともに、行政評価制度の導入に向けた検討を進めます。

〔主な事業・取組み等〕

- * パブリックコメントの推進
- * 公聴会の開催
- * 行政評価システムの導入

3 情報公開の推進

【施策（取組の方向）】



住民の本村の行政運営への参加を促進するため、積極的な情報公開に努めます。

〔関連する条例等〕

- * 地方自治の本旨に即し、公文書の開示を求める村民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって神津島村が村政に関し村民に説明する責務を全うし、村民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進することにより、村民の村政への参加に資することを目的に、神津島村情報公開条例を、平成16年12月14日（条例第17号）に定めています。

〔主な事業・取組み等〕

- * 条例に基づく情報公開の推進

神津島村第5次合計画

令和3（2021）年3月

発行：神津島村

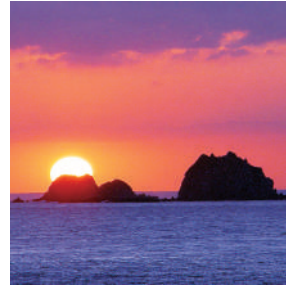
〒100-0601 東京都神津島村 904 番地

TEL：04992-8-0011（代表）

FAX：04992-8-1242

URL <http://vill.kouzushima.tokyo.jp/>

企画・編集：企画財政課



～星空保護区～



誰もが健やかで、
生き生きと活力のある島づくり